

競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)(案)に関する意見及びその考え方

総論

意 見	考 え 方
意見1 競争セーフガード制度をより実効性あるものとするため、厳格な措置を講じるとともに、現行の法制度そのものの見直し等を行うべきである。	考え方1
<p>■【はじめに】</p> <p>■ 競争セーフガード制度が開始されてから3年目となりますが、今年1月22日に西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る聴聞が開催された、接続上知り得た他事業者等情報の不適切な提供に関する事案(以下「NTT西日本事案」という。)は、本制度が挙証責任を意見提出側の事業者に負わせていることの限界や、3年間続けてNTT東・西に対して行政指導がなされたにも関わらず事態が全く改善されていなかったことを示す明らかな証拠であると言えます。</p> <p>これまでの3年間、公正競争ルールに照らして違反が疑われる事例について、問題を指摘された事業者の内部文書等の決定的な証拠がない限り問題なしと判断されてきました。しかし、このような証拠は当該事業者の内部に立ち入らないと掴めないのが実態であったと理解しています。</p> <p>総務省が行政指導を出した事例についても、当該事業者の自主的な改善努力に期待するか、自己申告で報告させるだけの緩やかな措置しか講じられてきませんでした。また、行政指導の効果についても事後的な検証は行われず、当該事業者に対する再指導や厳格な措置等が十分に実施されなかったため、一向に指摘事項が改善されてきませんでした。</p> <p>今般のNTT西日本事案は、問題が生じていながらもそのままの状態が放置されるばかりか、むしろ問題を生じさせている事業者の行為に問題なしのお墨付きを与えてしまった現行制度の欠陥を露呈する事象であったと考えます。</p> <p>■ その根本的な原因としては、現在の競争セーフガード制度は、実態上、排他的な行為等であっても県域等子会社など委託先のNTTグループ各社・子会社等を介していれば可能となっていること、更には、内部に踏み込んだ調査ができる制度となっていないために厳正なPDCAサイクルが確立していないこと、があると考えます。</p> <p>競争セーフガード制度の目的の中に、「公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとすることが必要」とあるように、実態を踏まえ、適宜ルールを見直すことも必要です。</p> <p>競争セーフガード制度の実効性を高め、違反行為を再発させないためにも、禁止行為の範囲見直しや実効的な調査を可能とする仕組みが必要と考えます。</p> <p>■ 現時点では今般のNTT西日本事案のような問題はないとされているNTT東日本についても、NTT西日本と同様に県域等子会社に業務委託を行うにあたってファイアウォールを構築しなければならないにもかかわらず実施できていない構造である以上、同様の問題が発生していることも想定される</p>	<p>■ 競争セーフガード制度は、PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、電気通信事業法(以下「事業法」という。)に基づく指定電気通信設備制度及び日本電信電話株式会社等に関する法律(以下「NTT法」という。)に関連したNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性を確保するため、これらを定期的に検証する仕組みとして運用するものである。</p> <p>09年度の検証結果においては、公正競争を確保する上で特に懸念が認められる事項に関し、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)に所要の措置及び報告を求めること等を盛り込んだところであり、本検証結果を踏まえ、速やかに所要の措置を講じる。</p> <p>また、本検証結果においては、NTT東西による措置が徹底されない場合に公正競争を確保するための要件等に抵触する又は潜脱するおそれがある事項に関し、NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していくこと等を盛り込んだところであり、10年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>

ことから、NTT東日本を含めた徹底的な検証とすべきと考えます。更に、顧客情報の流用は、NTTドコモ／グループ各社間、NTT東・西／NTTコム間等NTTグループ関係各社間においてもあり得るため、全てのファイアーウォールの実効性等についても併せて検証することが必要です。

■ NTT再編以降も10年にわたって累次の措置・ルール整備が行われてきましたが、そもそも、これらでは解決が困難な歴史的経緯や構造上の問題があるため、競争セーフガード制度の検証においては以下についてしっかり議論を行い、その検証結果をタスクフォースの議論に反映することが必要です。

○ボトルネック設備とNTTグループの市場支配力の問題が解決されないまま、これまでにNGN等の活用業務が認可されてきたことは、公正競争上大きな問題であることから、直ちに認可を取り消すこと及び活用業務制度自体の在り方

○全国で実質的な競争を機能させるため、NTT東・西が独占する固定アクセス網をオープン化し、光ファイバや屋内配線等について、競争事業者が同等かつ公平な条件で利用可能とすること

○これまでの活用業務によるNTT東・西の事業領域拡大、中期経営戦略に見られるグループ連携強化等により、構造的措置(NTTドコモ分離、NTT再編成)の趣旨が形骸化していること及びグループドミナンスの問題

(KDDI)

■【総論】

競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)については、「PSTN から IP 網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、ドミナント規制の運用に際しても市場実態を的確に反映した見直しが必要」との問題意識のもと、「公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとすること」の趣旨により創設された経緯を有しています。

しかしながら、3 年間に及ぶ運用の中で、本制度が以下のような課題を内包していることが明確となってきました。

- 検証プロセスにおける中立性や透明性の不足(競争事業者のみに挙証責任を負わせること等)
- 効果的且つ厳格な指導の不在

特に本年においては、過年度以上に実効的な措置に踏み込むことなく、注視という名の下、事案を放置することで、競争環境の改善に資するものとなっていないのは勿論のこと、現状の NTT グループの行為を追認するに等しい結果となっています。

このような運用実態は、本制度が 3 年間の運用実績を経て、形式的なルーチンプロセス化の傾向を示していることの証左であると考えます。

そもそも、競争阻害の疑いのある行為に対し、既存の法制度の枠組みに捕われ、解釈論的に検証を行なうのみでは、前述の「ドミナント規制の運用に際しても市場実態を的確に反映した見直しが必要」であるとした高い問題意識とギャップが生じるのは必然です。

これまでの運用において、本制度の課題が大方洗い出されたこと、また、本年が 2006 年骨太方針の閣議決定の中で「NTT 組織の見直し議論」を想定していた節目の年に当たること等も踏まえ、総務省殿においては、あるべき競争環境の構築に向けた法制度の在り方を一から捉え直すといった本質的な取組みに大きく舵を切って頂くよう強く要望します。

なお、弊社共の認識としては、過去、競争事業者が指摘している競争阻害事案のほとんどが次に挙げる各点に起因するものと考えます。

- 東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、合わせて「NTT 東西」という。)が、公社時代からのボトルネック設備を継続して有することにより、アクセス回線や加入電話の膨大な顧客基盤を独占し、当該市場支配力を FTTH 市場等に対しても行使していること

- このような状態を解消しないまま、持株会社体制でのグループ連携の進展や活用業務の拡大を図ることにより、NTT 再編時の主旨を実質的に形骸化させていること

これらの点は、NTT グループの歴史的成り立ち等とも密接に関連する構造的問題であることから、既存の法制度の枠組みを前提とした小手先の措置では解消不能であり、あるべき制度の在り方等に踏み込んだ構造的対処にて解決を図るべき事項です。

従って、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009 年度)に対する弊社共意見書(2009 年 7 月 31 日)」において述べた、「NTT グループの「アクセス分離」、「資本分離」、「ブランドの分離」、「人事の分離」の「4 つの分離」等、抜本的な措置の実現に向け、本格的な議論を早急に開始すべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 本年度の検証結果案も含めて、別添資料 1 の通り、競争セーフガード制度における主な検証事項と検証結果を纏めました。こちらをみて分かる通り、競争事業者各社より今までもNTT東西殿の公正競争要件に関する様々な指摘が行われてきましたが、その検証結果のほとんどが注視すべき事項に留まり、抜本的な対策まで至ることはありませんでした。

しかしながらその一方で、昨年末にはNTT西日本殿、NTT西日本-兵庫殿及びNTT西日本-北陸殿において、他社との接続にて知り得た情報がNTT西日本殿の営業部門にて不適切に利用された件(以下、NTT西日本情報漏えいの件)が発覚しています。このNTT西日本情報漏えいの件は、別添資料 2 に列記する電気通信事業法や公正競争要件等の存在意義を根幹から揺るがすと共に、事業者間の公正な競争を阻害し競争事業者の存続自体を危うくしかねない極めて重大な問題です。

・ 競争セーフガードは、今までも公正競争確保のために一定の成果を挙げってきた有用な制度ではありますが、今回のNTT西日本情報漏えいの件を契機にして、具体的事案に対して公正競争要件の有効性・適正性を事前に確保する必要性に迫られてきている時期でもあると考えますので、以下のような内容を、改善点として導入すべき考えます。

<ul style="list-style-type: none"> - 要請事項に対するNTT東西殿からの報告内容について、実効性の有無等の検証を実施 - 注視すべき事項については、現在まで指摘のあった事案を調査し、今後の検討の道筋や具体的な指標の設定が必要であり、あわせて各研究会や競争評価等とより密接な連携を構築 (イー・アクセス、イー・モバイル) 	
---	--

(1)第一種指定電気通信設備に関する検証

ア)指定要件に関する検証

<p>意見2 「現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である」とする検証結果に賛同。</p>	<p>考え方2</p>
<p>■ 現行の第一種指定電気通信設備の指定要件を維持することが適当とする検証結果案に賛成致します。</p> <p>ネガティブリストは、接続事業者がボトルネック設備を用いた新たなサービスを迅速に提供することを可能とし、市場の公正競争環境を確保するために必要不可欠なものとなっているので、現行の指定方法は維持していくべきであると考えます。</p> <p>また、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)については、検証結果案にも指摘されている通り、両回線は共通の線路敷設基盤上にて敷設され、ブロードバンド回線として代替性の高い回線であることなどを踏まえれば、引き続き現行の指定方法を維持していくべきであると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに指定すべきか等の論点について</p> <p>「昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である」とする検証結果(案)は適当であると考えます。 (KDDI)</p> <p>■ 第一種指定電気通信設備の指定要件については、従来の考え方を変更する特段の事情がないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うといった考え方を継続するという検証結果案に賛同します。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>—</p>
<p>意見3 昨年度の検証結果を踏襲するだけでなく、IPブロードバンド市場の環境変化を踏まえた具体的な検証を行った上で、指定する設備を具体的に列挙する方式の採用や、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別して指定するという見直しを行うべき。</p>	<p>考え方3</p>

■ 当社は、今年度の「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集及び再意見募集」に対し、情報通信市場を取り巻く環境変化を踏まえ、意見提出させて頂いたところですが、今回の指定要件、指定対象、アンバンドル対象に係る検証結果案については、一昨年度及び昨年度の検証結果をそのまま踏襲するに止まり、当社意見に対する実質的な検証や具体的な検証が行われているとは言い難い状況にあります。

そもそも、競争セーフガード制度は、「PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとすることにより、事業法等の適切な運用を確保すること」を目的に創設されたものであることから、IP化の進展による県内／県間等の区分のないシームレスで多彩な新サービスの提供等、IPブロードバンド市場を取り巻く環境変化を踏まえ、指定要件、指定対象、アンバンドル対象に係る実質的かつ具体的な検証を行って頂きたいと考えます。

【指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)について】

- ・ほとんど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているIPブロードバンド市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、今から花開こうとしているIPブロードバンド市場でのインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると思います。
- ・したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにして頂きたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定して頂きたいと考えます。

【端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに指定することについて】

- ・現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。
- ・しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。
- ・現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開していますし、CATV事業者殿

■ 本制度は、IP化の進展に伴うネットワーク構造の変化や市場統合の進展を踏まえ、公正競争確保のためのセーフガード措置が市場実態を的確に反映したものにすることを目的として、指定の妥当性を毎年度検証することとしたものであり、市場実態の変化等を踏まえて適時適切に対応することが必要である。

■ 指定方法をネガティブリスト方式からポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性があるのに対して、NTT東西が指摘するようなネガティブリスト方式の採用によりNTT東西が競争上不利な立場に置かれるといった状況は、現時点においても見受けられない。

したがって、検証結果に示したとおり、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用を引き続き維持することが適当である。

■ 端末系伝送路設備については、メタル・光の種別を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することは、

- ①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、
- ②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、
- ③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していると考えられ、

また、NTT東西のFTTHの契約数シェアが引き続き拡大傾向にある状況も踏まえると、NTT東西の今回の意見を考慮したとしても、検証結果に示したとおり、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用を引き続き維持することが適当である。

も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去 7 年間で契約数を 1.6 倍の 2,986 万世帯(平成 20 年 3 月末。再送信のみを含む)に増加させています。

- ・したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、今後競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバについては諸外国での規制の状況を踏まえ指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。

(NTT西日本)

■ 当社は、これまで、総務省殿より示された従前の検証結果及びその考え方に対して、情報通信市場を取り巻く環境変化を踏まえ、意見を提出させていただいておりますが、今回の検証結果案は、従前の検証結果をそのまま踏襲するだけで、「NTT東西の今回の意見を考慮しても、この考え方を変更すべき特段の事情は依然認められない」とされており、当社意見に対する具体的な検証や考え方は示されていません。

競争セーフガード制度は、「PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとすることにより、事業法等の適切な運用を確保すること」を目的に創設されたものであることから、IPブロードバンド市場がPSTNとは異なり、以下のような環境にあることを十分に踏まえ、これまでの当社意見(別添)を再度検討のうえ、指定要件や指定の対象に関する検証を行っていただきたいと考えます。

- (1) 世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網(NGNを含む)を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していること。
- (2) ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話と接続して中継電話サービスを提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のIP通信網に依存することなく、エンドユーザを獲得する競争構造となっていること。
- (3) 現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2009 年 3 月末)は 53%、特に首都圏では 47%と熾烈な競争が展開されていること。
- (4) それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のIP通信網のみを指定とする理由とはならないこと。

(NTT東日本)

イ)指定の対象に関する検証

意見4 NTT東西のNGN、地域IP網及びひかり電話網、加入者系光ファイバ、WDM 装置等について

考え方4

<p>て、引き続き指定の対象とすることは適当。</p>	
<p>■ NGN、地域 IP 網及びひかり電話等の IP 通信網を引き続き第一種指定電気通信設備として指定することが必要であるとする検証結果案に賛成致します。</p> <p>NTT東西殿のサービスについて、FTTH市場シェア 74.3%及び 0ABJ-IP電話市場シェア 69.6%といった独占的な状態が進み(平成 21 年 9 月末時点)、またネットワークの IP 化が急速に進んでいる中で、これら IP 通信網との接続は競争事業者がサービス展開をしていく上で必要不可欠であり、引き続き指定電気通信設備の対象とすべきであると考えます。</p> <p>■ イーサネット系サービス等のデータ通信網について、引き続き第一種指定電気通信設備として指定することが適当とする検証結果案に賛成致します。</p> <p>検証結果案においても指摘されている通り、一部のイーサ装置が市場で調達可能であるために、ボトルネック設備で構成されている本ネットワーク全体を指定の対象から除外すべきとすることは、指定対象外とする合理的な理由には当たらないと考えます。</p> <p>■ 加入者光ファイバについて引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが適当とする検証結果案に賛成致します。</p> <p>NTT 東西殿の FTTH 市場シェアが 74.3%と独占的な状態である中で、FTTH 市場の公正競争環境を確保する上で、競争事業者による加入者光ファイバを用いたアクセスサービスの重要性はますます高まるばかりであり、加入者光ファイバは引き続き第一種指定電気通信設備指定することが必要であると考えます。</p> <p>■ メディアコンバータ等の局内装置や局内光ファイバについて、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが適当とする検証結果案に賛成致します。</p> <p>検証結果案でも指摘されている通り、局内装置や局内光ファイバについては、加入者光ファイバと一体となって設置・機能するものであり、加入者光ファイバのボトルネック性との関係を踏まえれば、引き続き第一種指定電気通信設備として指定されることが必要であると考えます。</p> <p>■ WDM 装置について引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが適当とする検証結果案に賛成致します。</p> <p>検証結果案でも指摘されている通り、先般の接続ルール答申において波長単位の貸出ルールを整備することが適当とされ、昨年 12 月 15 日には本件に関する接続料規則の改正が答申されているところです。このような状況を踏まえれば引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要であると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ イーサネット系サービス等のデータ通信網について、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点(意見10)について</p> <p>「昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する</p>	<p>—</p>

<p>考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である」とする検証結果(案)は適当であると考えます。 (KDDI)</p> <p>■ 昨年度より新たに第一種指定電気通信設備の指定対象とされた NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)及びひかり電話網を始めとする現状の第一種指定電気通信設備については、それぞれ従来の考え方を変更する特段の事情が認められません。従って、これら設備について、引き続き、指定を継続するという検証結果案に賛同します。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見5 戸建て向け屋内配線を一種指定設備に該当すると整理するとの考え方は適当。また、マンション向け屋内配線設備についても第一種指定電気通信設備として追加指定することが必要。</p>	<p>考え方5</p>
<p>■ 「戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理することが適当。」との検証結果(案)は適当であると考えます。</p> <p>また、今回の指定告示の一部改正(案)では、マンション向け屋内配線(NTT東・西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設を別々に行うもの)は、第一種指定電気通信設備として整理されない内容となっています。</p> <p>行政における公正競争環境確保のための取組みは、市場が発展段階にある時期にタイミングよく行われることが重要であるため、速やかにこれを見直し、戸建て向けと同様、マンション向け屋内配線についても第一種指定電気通信設備として追加指定することが必要であると考えます。 (KDDI)</p>	<p>■ 情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日情審審第69号。以下「接続ルール答申」という。)で示されたとおり、FTTHのマンション向け屋内配線の扱いについては、事業者設置や事業者外設置の屋内配線が混在する中で、NTT東西のFTTHのシェアとマンション向け屋内配線のシェアは連動しない面がある。NTT東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設とマンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、NTT東西と接続事業者の間の工事回数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられる。上記を踏まえ、FTTHのマンション向け屋内配線は、戸建ての場合と異なり、一種指定設備に該当すると整理する必要はない。</p>
<p>意見6 NGN、地域IP網及びひかり電話網、イーサネット系サービス等のデータ通信網、加入者光ファイバ、メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについて、指定の対象から除外すべき。</p>	<p>考え方6</p>
<p>■ 当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構</p>	<p>■ NGN、地域IP網及びひかり電話網等については、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日情審通第53号。以下「NGN答申」という。)等に基づき、第一種指定電気通信設備に指定されたものであって、当該指定の妥当性については、市場実態を踏まえて、毎年度検証する</p>

<p>築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっている。</p> <p>② 現に、他事業者は独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得している。</p> <p>③ 地域IP網の接続料として、平成 13 年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、他事業者による利用実績はなかった。</p> <p>④ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは 30%程度(平成 21 年 3 月末)、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば 6%程度(同上)に過ぎない状況にある。</p> <p>⑤ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がない。</p> <p>■ イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>① 当該装置類は誰でも容易に市中調達・設置することが可能である等、参入機会の均等性が確保されており、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっている。</p> <p>② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせ、若しくは、当社の光アクセスと当社の局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供している。</p> <p>③ 光信号伝送装置(OLT)、光局内スプリッタについては平成 13 年より、メディアコンバータについては平成 14 年より、当社が接続料を設定していたものの、他事業者による利用実績はなかった。</p> <p>④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がない。</p> <p>当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定して頂きたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>こととしているが、「競争セーフガード制度の運用に関する意見に対する考え方」に示したとおり、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えられる。</p>
---	--

ウ)アンバンドル機能の対象に関する検証

<p>意見7 ルーティング伝送機能及びイーサネット、IP 電話サービスに係る機能については引き続きアンバンドルの対象とすべき。</p>	<p>考え方7</p>
<p>■ ルーティング伝送機能(収容局接続機能・中継局接続機能)やイーサネットフレーム伝送機能等に</p>	<p>—</p>

<p>ついて、引き続きアンバンドル対象とすることが適当とする検証結果案に賛成致します。</p> <p>これら機能については、ネットワークのIP化が進む中で、その需要がさらに高まっていくものと想定されることから、引き続きアンバンドル機能の対象とすることが必要であると考えます。</p> <p>■ IP 電話サービスに係る機能を引き続きアンバンドルの対象とすることが適当とする検証結果案に賛成致します。</p> <p>NTT 東西殿による 0ABJ-IP 電話市場シェアは 69%を有しており、NTT 東西殿による加入電話からのマイグレーションを進める販売行為がとられていること、かつ接続事業者にとって当該機能との接続は必要不可欠なものであり、引き続きアンバンドルの対象とすることが必要であると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ イーサネットサービスに係る機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見16～18)について</p> <p>「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)が従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置が必要であることから、競争事業者からの具体的な接続要望等を見極めた上で、イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルをすることが必要」との検証結果(案)は適当であると考えます。</p> <p>なお、同機能のアンバンドルにあたっては、NTT東・西と競争事業者との公正競争が担保される条件であることが必須であり、競争事業者がNTT東・西に対し競争上劣位に立たされるような、不利な条件であってはならないと考えます。 (KDDI)</p>	
<p>意見8 他事業者による利用実績や実需要がない次世代ネットワーク及び地域IP網における収容局・中継局接続や光局内装置等に係る機能についてはアンバンドル対象から除外すべき。</p>	<p>考え方8</p>
<p>■ また、長期に亘って他事業者による利用実績がなく、その利用に係る実需要がないと認められる光信号伝送装置に係る機能(OLT)、光信号多重分離機能(光局内スプリッタ)及び光信号電気信号変換機能(メディアコンバータ)については、早急にアンバンドル対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>■ 当社の次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電話網については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂く必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない一般／特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能及び一般／特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外して頂きたいと考えます。 (NTT西日本)</p>	<p>■ アンバンドルに関する基本的考え方は、NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意しつつ、他事業者からの要望があり、技術的に可能な場合は、アンバンドルして提供しなければならないというものであり、NTT西日本より主張がなされている各機能のアンバンドルの要否について検討を加えた結果、「競争セーフガード制度の運用に関する意見に対する考え方」に示したとおり、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p>
<p>意見9 NGNの帯域制御機能や認証・課金機能(プラットフォーム機能)について、技術的に可能な単位かつ適正なコストにより、予めアンバンドル化を行っておくべき。</p>	<p>考え方9</p>
<p>■ NTT-NGN が接続が不可欠な第一種指定電気通信設備であることを踏まえれば、接続事業者が希</p>	<p>■ 接続ルール答申で示されたとおり、プレゼンス情報提供</p>

<p>望した時点で遅滞無く接続が開始可能な状態としておくことが重要です。従って、接続事業者による多様且つ迅速なサービス提供が可能となるよう、技術的に可能な単位且つ適正なコストにて、予めアンバンドル化を行っておくことが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>機能やセッション制御機能等のNGNのプラットフォーム機能については、SIPサーバで把握可能な情報か否か等について検討することが必要となるため、まずは当該機能のアンバンドルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議を行い、NTT東西は、その実現に向けて積極的に対応することが適当である。</p> <p>なお、総務省においては、これらの協議状況を注視し、技術的な困難性や過度の経済的負担が生じないかを確認した上で、アンバンドルの要否を検討することとしているところであり、NTT東西に対して、2010年3月末までにその協議状況について報告を求めているところである。</p>
<p>意見10 NGN が他事業者との接続を前提として設計されていないことは大きな問題であり、適時適切にアンバンドルが行われないと公正な競争環境を確保することが困難となる。また、アンバンドルすべき機能を検討するためには、NTT 東西による事前の情報提供が重要である。</p>	<p>考え方10</p>
<p>■平成20年3月27日の情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」に係る「答申(案)への意見及びその考え方」の「考え方58」のとおり、競争セーフガード制度における定期的な検証の機会にとらわれずに、適時適切にアンバンドルをすることが必要であると考えます。</p> <p>NGNがクローズドな性質をもつネットワークである必要性は理解していますが、そもそも、ボトルネック性をもつNTT東・西のNGNが、他事業者との接続を前提として設計されていないことは大きな問題です。適時適切にアンバンドルがなされないと、他事業者がNTT東・西と同様のサービスを提供することができなくなり、公正な競争環境を確保することが困難となることと考えます。</p> <p>「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」の答申に示されたとおり、接続事業者においてアンバンドルすべき機能を検討するに際しては、NTT東西による事前の情報提供が重要であることから、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示の改正をすることが適当です。</p> <p>これらにより提供される情報等に基づきアンバンドルすべき機能があれば、競争セーフガード制度における定期的な検証の機会にとらわれずに、適時適切にアンバンドルをすることが必要であることは当然であると考えます。</p> <p>なお、現時点において、アンバンドル機能の追加の際に必要な手続をルール化することまでは必要ないと考えられますが、総務省においては、今後のアンバンドル機能が追加・廃止されるプロセスが積み重ねられる中で、ルール化が必要と考えられる手続等が生じれば、適宜対応していくことが適当と考えます。</p>	<p>■ NGN においてアンバンドルすべき機能があれば、本制度における定期的な検証の機会にとらわれることなく、適時適切にアンバンドルすることとしている。</p> <p>また、NGN のルータやイーサネットスイッチ等については、網機能提供計画の届出等の対象外であり、情報開示告示により必要な情報を事前に開示することが定められているところであるが、NGN が第一種電気通信設備であることを踏まえれば、NTT東西間のネットワーク同士の接続など、特定の事業者網との接続においてのみ利便性を有するネットワーク構築を行われることがないように留意する必要があることから、そのようなおそれがある場合には、総務省において適時適切に対応する。</p>

(KDDI)	
意見11 FTTH市場におけるNTT東西のシェアは拡大を続けていることから、同市場の活性化に向けて、分岐端末回線単位での接続料の設定やOSU共用の実現等、必要な措置を講じるべき。	考え方11
<p>■ FTTH契約数全体の伸びは、2005年3月(前期比19.1%増)から2009年9月現在(前期比4.0%増)まで鈍化傾向が続いている一方、同期間におけるNTT東・西のFTTH契約数シェアは、57.5%(2005年3月)から74.3%(2009年9月)へと拡大を続けており、競争事業者とのシェア格差は引き続き拡大しています。</p> <p>このように競争が機能していないことにより市場の活性化が停滞した結果として、FTTHサービスは全世帯の3分の1程度(1,652万契約:2009年9月現在)にしか利用されていないのが現状です。</p> <p>原口ビジョンでは、2020年時点ですべての世帯(4,900万世帯)でブロードバンドを利用させることを目標として掲げており、今後FTTHはブロードバンドの主力の手段であることから、FTTHの更なる普及は必須です。この目標を達成するためにも、FTTH市場の活性化に向け、分岐端末回線あたりの接続料設定等の取組が早急に必要と考えます。</p>	<p>■ 加入光ファイバ接続料については、2010年度内に、2011年度以降の加入光ファイバ接続料のNTT東西による認可申請等が予定されており、接続ルール答申を踏まえ、算定方式の在り方、競争事業者に起因する設備投資リスクの検証など多角的な観点から検証を行うこととしている。</p> <p>また、分岐端末回線単位での接続料設定については、NGN答申において、競争事業者間でNTT東西の加入光ファイバの共用に積極的に取り組むことが適当との考え方が示されたことを踏まえ、2009年2月から競争事業者間でのNTT東西の加入光ファイバの共用に関する実証実験が行われているところであり、当該状況を含めて、引き続きFTTH市場における事業者間競争の進展状況を注視することとしている。</p> <p>総務省においては、FTTH市場のさらなる活性化に向けた取組が求められている状況を踏まえ、今後とも必要に応じ所要の措置を講じていく。</p>
(KDDI)	
<p>■ FTTH市場におけるNTT東西の独占化傾向の進展は市場の停滞を引き起こしており、利用者料金への影響等、利用者利便の低下を誘引させる恐れが一段と高まっています。従って、OSU共用の実現、さらにはNTT東西のアクセス網の分離等、FTTH市場の公正競争上の問題の解消に向けた抜本的な是正措置を講じるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクテレコム)</p>	

(2)第二種指定電気通信設備に関する検証

ア)指定要件に関する検証

意見12 モバイル市場については、設備競争とサービス競争が機能しており、二種指定設備制度の規制根拠自体が合理性を欠くため、モバイル市場に対する規制はなくす方向で指定電気通信設備制度の見直しを早期に行うことが適当。	考え方12
<p>■ 有限希少な公共財である電波を割り当てられている携帯電話業者は、全て第二種指定電気通信設備規制の対象にすべきとの指摘(意見22)について</p> <p>接続ルール答申案に対する意見書で述べたとおり、モバイル市場については、NTT東・西がボトルネック設備を有する固定通信市場とは異なり設備競争とサービス競争が機能しており、二種指定設備制度の規制根拠自体が合理性を欠くものです。</p> <p>そのため、モバイル市場に対する規制はなくす方向で指定電気通信設備制度の見直しを早期に行うことが適当と考えます。</p>	<p>■ 二種指定制度は、電波の有限希少性及び相対的に多数の端末シェアに起因して、二種指定事業者が接続協議において強い交渉力を有し、事業者間協議では合理的な条件での合意が期待しにくい構造が形成されている点に着目して設けられたものであり、現時点でその考え方を変更することは適当でない。</p>

(KDDI)	
<p>意見13 日本の通信市場全体に対しても強大な市場支配力をもつ第二種指定事業者がすでに存在していることから、その市場支配力に着目した第二種指定制度の抜本的な見直しが必要。また、二種指定ガイドラインに基づき、接続料算定を行うことは適当とする検証結果案に賛成。</p>	<p>考え方13</p>
<p>■ すでにモバイル市場は1億件以上の契約数を有し、固定市場に替わって日本の通信市場の中心的存在に定着しており、またブロードバンド化の進展によって通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場といった周辺市場への影響力も拡大している状況となります。</p> <p>このようなモバイル市場において、50%以上のシェアを現に有し、日本の通信市場全体に対しても強大な市場支配力をもつ第二種指定事業者がすでに存在し市場支配力を有していると「電気通信事業分野における競争状況の評価 2008」(以下、競争評価)でも検証されていることから、その市場支配力に着目した第二種指定制度の抜本的な見直しが行われる必要があると考えます。</p> <p>したがって、考え方にある第二種指定事業者の指定の閾値については、シェアの水準に応じて段階的に厳格な規制を適用するといった方法も選択可能であると考えられます。また、その規制内容についても、第一種指定制度と同等に、接続約款の認可制や接続会計の導入などが必要であると考えます。</p> <p>(考え方26における)二種指定ガイドラインに基づき、接続料算定を行うことは適当とする検証結果案に賛成致します。本ガイドラインによって、従来低廉化が進まなかったモバイル接続料について、その算定方法の適正性・透明性の向上が図られ、携帯-携帯、並びに携帯-固定事業者間の公平性が確保されることを期待致します。なお、この取組みは、接続料金の低廉化を進め、既存の大手携帯電話事業者の利用者料金だけでなく、他社の利用者料金の低廉化に繋がるものであり、本ガイドラインの果たす役割は大きいものと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>■ 二種指定制度の見直しに係る御意見については、今後、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となる事態も想定されることから、指定電気通信設備制度の在り方について今後包括的に見直しを行う場合には、その参考とさせていただきたい。</p> <p>接続料の算定については、昨年12月から実施した意見募集の結果も踏まえ、本年度中に「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下「二種指定ガイドライン」という。)を策定し、これを適切に運用していく考えである。</p>
<p>意見14 第二種指定電気通信設備制度は、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とし、接続料の適正性を検証する必要がある。</p>	<p>考え方14</p>
<p>■ 【第二種指定電気通信設備規制の対象】</p> <p>携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり公共財を利用して事業を展開している以上、全ての携帯電話事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があると考えます。したがって、第二種指定電気通信設備制度は、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての事業者を対象とし、接続料の適正性を検証する必要があると考えます。</p> <p>また、2009年12月25日に「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(案)」が公表されておりますが、当社としては、二種指定事業者ではないソフトバンクモバイル殿が、携帯電話事業者の中で最も接続料が高く、新規参入事業者であるイー・モバイル殿と比較しても約2割も高い接続料を設定していることを踏まえれば、今回策定する接続料算定等に係るガイドラインについて</p>	<p>■ 二種指定制度の規制根拠については、現時点で考え方を変更することは適当でなく、二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値(25%)については、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点で考え方を変更する積極的理由は認められないが、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要になった場合には、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当である。</p> <p>接続料の算定については、昨年12月から実施した意見募集の結果も踏まえ、本年度中に二種指定ガイドライ</p>

<p>は、全ての携帯電話事業者を対象にすべきであると考えます。</p> <p>仮に、今回、第二種指定電気通信設備事業者以外の事業者については、本ガイドラインに基づく接続料算定を自主的な取組みに委ねることとした結果、接続料算定の適正性・透明性の向上が図られない、事業者間の接続料格差が縮小しない等、現在の携帯電話接続料の問題点が解消されない場合には、総務省殿において直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 携帯電話事業者殿は、国から割当を受けた公共財である電波の有限希少性を背景に、市場を寡占することで、元来、他事業者との接続協議において強い交渉力を有していましたが、携帯電話サービスの急速な普及により、移動通信市場の中で見ればシェア 25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者でも約 2,000 万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていない携帯電話事業者殿の交渉力は強くなっています。したがって、現に規制が課されておらず接続料が高止まりしている当該携帯電話事業者殿の接続料の適正性を確保する等の観点から、全ての携帯電話事業者殿を対象に、第二種指定電気通信設備規制が適用されるよう、制度見直しを行って頂きたいと考えます。</p> <p>また、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年8月6日公表)を踏まえ、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(案)」の意見募集が行われており、同ガイドライン(案)では、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定が当該事業者の自主的な取組みに委ねられているところですが、現状、第二種指定電気通信事業者ではないソフトバンクモバイル殿の接続料が最も高いこと等を踏まえれば、全ての携帯電話事業者殿を対象に、同ガイドラインが適用されるようにして頂きたいと考えます。自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との同答申の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正して頂きたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>ンを策定し、これを適切に運用していく考えである。</p>
--	---------------------------------

イ)指定の対象に関する検証

<p>意見15 上位レイヤー設備については、市場競争の中で民間の事業者間の協議等によって利用条件の整備等が進んでおり、今後も民間のビジネススペースでの判断に委ねることが適当。なお、上位レイヤーの設備は、接続との関連性自体がないものも多く含まれていることに留意すべき。</p>	<p>考え方15</p>
<p>■ 上位レイヤー設備も、公正競争の確保のため、第二種指定電気通信設備の対象にすべきとの指摘</p>	<p>■ 通信プラットフォーム機能を提供するための設備について</p>

<p>(意見24)について 上位レイヤー設備については、市場競争の中で民間の事業者間の協議等によって利用条件の整備等が進んでいるところであり、今後も民間のビジネスベースでの判断に委ねることが適当と考えます。 なお、そもそも上位レイヤーの設備については、現行制度において指定の是非を検討する前提となる接続との関連性自体がないものも多く含まれていることに留意すべきです。 (KDDI)</p>	<p>でも、適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として、第二種指定電気通信設備の指定対象となり得る。 この点、接続ルール答申において、二種指定制度でもモバイル市場の特性を踏まえたアンバンドルの仕組みを設けることが必要とされたことを受けて、二種指定ガイドラインにおいて、アンバンドルに係る仕組みを定めることとしており、具体的な設備を第二種指定電気通信設備に指定することの妥当性については、今後、当該設備に係る機能のアンバンドルの是非と併せて、必要に応じて検討していく考えである。</p>
<p>意見16 二種指定ガイドラインを策定しアンバンドルに係る仕組みを設けることは適当。</p>	<p>考え方16</p>
<p>■ 検証結果案にて指摘されている通り、二種指定ガイドラインを策定しアンバンドルに係る仕組みを設けることは適当であると考えます。 今後も見込まれる通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場といったモバイル周辺市場の成長を踏まえれば、現在、事業者間協議に全てを委ねられている第二種指定設備のアンバンドルについて、ガイドラインを策定し一定のルールを明確にすることは、非常に有意義な取組であると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>—</p>

(3)指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証

ア)NTT東西に所要の措置を要請する事項

<p>意見17 NTT西日本及びNTT西日本の県域等子会社(100%子会社)における不適切な情報の取扱いに関する事案(以下「NTT西日本及び県域等子会社における事案」という。)が発生したことを踏まえ、NTT東西に役員の兼任状況の報告を求めるだけでなく、更なる追加的措置を講じるべきである。</p>	<p>考え方17</p>
<p>NTT東西の県域等子会社(100%子会社)等を通じた共同営業等は脱法行為であり、県域等子会社等に対し禁止行為規制を適用する等の措置を講じるべきとの指摘(意見27)について</p> <p>■ NTT西日本事案を踏まえて、厳格な措置を講じるべきと考えます。 NTTグループ会社間の人事異動や役員の兼任は、顧客情報の不適切な提供の原因となる問題であることから、「引き続き注視する」にとどめるのではなく、直ちに禁止すべきと考えます。 また、NTT西日本事案に関し接続情報と営業情報のファイアウォールを徹底する必要があることは言うまでもありませんが、PDCAサイクルを回すために今回問題となったシステムのアクセスログ</p>	<p>■ 本件については、一昨年度及び昨年度の検証に基づきNTT東西より県域等子会社における役員兼任の実態について報告を受けたところであるが、NTT東西に対し、当該実態に係る本年度の状況について報告を求めるとし、NTT東西と県域等子会社との間の役員兼任に伴い、公正競争確保上の問題が発生しないかどうか引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、本検証結果を踏まえ、速やかに所要の措置を講じる。</p>

の保存、運用状況の報告を義務付けるべきと考えます。
(KDDI)

■ 県域等子会社において NTT グループに対する禁止行為規制や公正競争要件の趣旨が徹底されない場合、公正競争が確保できない可能性があるとの考えに基づけば、こうした懸念を払拭する実効的な措置を講じる必要があると考えます。従って、仮に、現行の組織体制を前提とするのであれば、子会社を通じた脱法的なサービス販売を禁止させる規制や、県域等子会社に対し禁止行為規制を適用する等、追加的ルールを整備が必要と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ NTT西日本情報漏えいの件について、「西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る聴聞の開催」(平成 22 年 1 月 15 日 総務省)にて公表された「不利益処分の原因となる事実」では、NTT 西日本殿内での顧客管理システム上のアクセス権限の整理等の対応では不十分とし、NTT西日本殿に対して他の事業者等に関する情報の管理体制の改善等を求める業務改善命令が行われる見込みとなっています。

しかしながら、本件に関しては、県域等子会社が販売代理店に対して不適切な情報提供を行った行為自体は、事業法第 30 条第 3 項第 1 号の禁止行為には抵触するものではなく制度構築上予定されていなかった事象であると言えると共に、今後も県域等子会社では NTT 西日本殿から業務受託会社として一体的な業務を行い、役員の変動や兼任も行われることを考えれば、NTT 西日本殿の自助努力に任せた改善等を命令するだけでは十分とはいえないと考えます。

そのため、県域等子会社を禁止行為規制の対象とすることや役員等の異動や兼任を禁止する等の公正競争要件整備の措置もあわせて必要であると考えます。この点については、競争セーフガード制度における NTT 西日本殿の再意見(平成 21 年 9 月 8 日)においても「現に公正競争上の問題は生じておらず、当社として今後も適切に業務運営等を行っていくことから、県域等子会社に対して NTT 東西本体と同等の禁止行為規制を適用するなどの規制拡大は不要と考えます。」とされており、現に公正競争上の問題が生じたことを踏まえれば、NTT 西日本殿も異論はないものと考えます。

また、NTT西日本情報漏えいの件は、他事業者との接続で知り得た情報を NTT 西日本殿またはその県域等子会社の社員が構造的なファイアウォールなくアクセス可能な環境にあったことが要因のひとつとして、不適切な情報利用が行われたことが確認されています。それを踏まえれば、116 窓口等においても業務上の利用が目的とはいえ、他事業者の接続で知り得た情報を自由に取得できる環境においては、営業面でのファイアウォールに関してどれだけ社員への周知徹底を図っても不適切に利用される可能性が十分にあるものと考えられます。

そのため、NTT西日本情報漏えいの件に関する調査及び各措置は、NTT西日本殿やその県域等子会社に限るのではなく、NTT東日本殿や業務委託を受けるその他NTT殿関連会社に対しても、同様に行われる必要があると考えます。

なお、NTT東西からの報告を受け、公正競争を確保するために必要と認められる場合には追加的な措置を講じる。

■ 昨年 11 月 18 日、NTT西日本が営業及び設備保守等の業務を委託する株式会社NTT西日本一兵庫(以下「NTT西日本一兵庫」という。)において、利用者情報を販売代理店に不適切に提供したとの報道発表がなされたことを受け、総務省は、NTT西日本に対して、事業法第 166 条第 1 項の規定に基づき、当該事案の事実関係、原因及び再発防止措置等について報告をさせた。

当該報告を精査したところ、NTT西日本の従業員が他社への電話番号移転に関する情報をNTT西日本一兵庫の従業員に提供した行為は、事業法第 30 条第 3 項第 1 号に抵触するものと認められる。また、NTT西日本一兵庫の従業員が他社への電話番号移転に関する情報及び他社のDSL役務利用に関する情報を、株式会社NTT西日本一北陸(以下「NTT西日本一北陸」という。)の従業員が他社のDSL役務利用に関する情報をそれぞれ販売代理店に提供した行為は、NTT西日本が接続の業務に関して入手した他の電気通信事業者の利用者に関する情報を接続の業務の目的以外の目的のために提供するものであり、電気通信事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであると認められる。

今回事案の発生を受け、NTT西日本からは、顧客情報管理システム端末から他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報(以下「他の事業者等に関する情報」という。)を取り出すことを不可能とするなどの措置を講ずる旨報告がなされているが、他の事業者等に関する情報の閲覧が当該情報を必要とする業務以外の業務においても可能なままとなっていること、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる体制となっていること等により、依然として、今回の事案と同様の事案

<p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>100%出資、「NTT西日本〇〇」という社名の利用、役員兼務によって、NTT東西と県域等子会社が実質的に一体経営されており、また消費者からも混同されていることは明らかであります。</p> <p>規制が適用されない県域等子会社が関与することで、規制逃れが可能となることは、NTT再編や指定電気通信設備制度の趣旨を損なうものであり、また現にNTT西日本接続情報漏えい事案が県域等子会社を介在する形で行われていることを踏まえると、役員の兼任状況を報告させるだけでは不十分と考えますので、より厳格な措置を講じるよう指導することが不可欠であります。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>が発生し、電気通信事業者間の公正な競争が阻害され、電気通信の健全な発達に支障を生ずるおそれがあり、事業法第29条第1項第12号に抵触するものと認められることから、平成22年2月4日、NTT西日本に対し、事業法第29条第1項第12号の規定に基づき、業務の方法の改善その他の措置をとることを命じたところである。</p> <p>総務省としては、平成22年3月4日までにNTT西日本から提出される改善事項に対する具体策及び実施時期を明記した業務改善計画、また、以後、平成24年3月までの間、3カ月ごとに同社から提出される報告を精査し、電気通信事業の公正な競争を確保するため、適切に対応していく。</p> <p>■ なお、上記事案を受け、NTT東日本に対しては、昨年11月18日、「貴社が保有する利用者のサービス情報の取扱いについて」により報告を求め、同年12月17日、NTT東日本においてはNTT西日本と同様の事案は発生していないとの報告を受けたところであるが、同報告によれば、NTT東日本の業務の運営についてNTT西日本における運営と類似する点が認められ、これらの点について改善がなされない場合には、他の事業者等に関する情報が、接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用又は提供されるがい然性が高いと認められる。</p> <p>については、平成22年2月4日、NTT東日本に対し、業務の運営の在り方について改善を要請したところであり、総務省としては、平成22年3月4日までにNTT東日本から提出される要請事項に対する具体策及び実施時期を明記した実施計画、また、以後、同社から提出される報告を精査し、電気通信事業の公正な競争を確保するため、適切に対応していく。</p>
<p>意見18 県域等子会社への業務委託は経営の効率化を図る観点から行っているものであり、業務委託に当たっては、公正競争要件の遵守のための措置を講じている。</p>	<p>考え方18</p>

<p>■【県域等子会社との役員兼任状況の報告について】</p> <p>県域等子会社への業務の委託は、経営の効率化を図る観点から行っているものであり、こうした経営努力の成果は、お客様サービスの向上、更にはユーザ料金や接続料金の低廉化にも反映されています。</p> <p>会社の形態等に関わらず、当社の業務を委託する際には、当社からの委託業務で知り得た情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じています。</p> <p>また、当社及び県域等子会社の社員向けに公正競争要件の遵守に関するマニュアルを整備するとともに、研修会やeラーニング研修等を実施し、社員教育の徹底を図っています。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>■ 09年度の検証に当たっては、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン(07年4月策定、08年7月改定)」に基づき、検証の対象となる各事項について、09年6月から9月にかけて事前に意見公募及び再意見公募を行うとともに、必要に応じて関係事業者等に説明等を求めたところである。</p> <p>これらを踏まえ検討した結果、本件については、一昨年度及び昨年度の検証に基づきNTT東西より県域等子会社における役員兼任の実態について報告を受けたところであるが、NTT東西に対し、当該実態に係る本年度の状況について報告を求めることとし、NTT東西と県域等子会社との間の役員兼任に伴い、公正競争確保上の問題が発生しないかどうか引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところである。</p>
<p>意見19-1 NTT西日本及び県域等子会社における事案は、NTT西日本における従来からの措置が不十分であったことに起因するものであることから、再発防止等のために厳格な措置を講じるべきである。</p>	<p>考え方19</p>
<p>■ 総務省殿からの要請に基づき、2009年12月17日に西日本電信電話株式会社(以下、「NTT西日本」という。)殿から総務省殿に報告を行った、NTT西日本殿の従業員が接続上知り得た他事業者情報を株式会社NTT西日本一兵庫(以下、「NTT西日本一兵庫」という。)殿へ提供した行為は、電気通信事業法第30条等に抵触する可能性がある事案であり、さらに、NTT西日本一兵庫殿及び株式会社NTT西日本一北陸殿が接続上知り得た他事業者情報を販売代理店へ提供した行為(以下、各々の行為を併せて「本事案」という。)は電気通信事業者間の公正競争を阻害する重大な問題です。</p> <p>弊社共は、本事案の発生した要因は以下の2点であると認識していますが、この問題の本質はNTT西日本殿の接続部門を通じ他事業者から得た情報が、NTT西日本殿および県域等子会社の営業部門から実効上分離されることなく販売活動に流用可能な状態にあったことと考えております。</p> <p>① システム上の要因</p> <ul style="list-style-type: none"> - 接続上知り得た他事業者及びその加入者情報が、必要とする者以外にアクセス可能であったこと <p>② 社員教育上や運用上の要因</p> <ul style="list-style-type: none"> - 公正競争要件にかかるNTTグループに課された事項について、グループ社員への教育・周知が徹底できておらず社員の意識が低いほか、組織として監査等の体制も機能していない状態にあったこと <p>これらについては、問題が発覚したNTT西日本殿管内の2地域特有の事象ではなく、同一のシ</p>	<p>■ 昨年11月18日、NTT西日本が営業及び設備保守等の業務を委託するNTT西日本一兵庫において、利用者情報を販売代理店に不適切に提供したとの報道発表がなされたことを受け、総務省は、NTT西日本に対して、事業法第166条第1項の規定に基づき、当該事案の事実関係、原因及び再発防止措置等について報告をさせた。</p> <p>当該報告を精査したところ、NTT西日本の従業員が他社への電話番号移転に関する情報をNTT西日本一兵庫の従業員に提供した行為は、事業法第30条第3項第1号に抵触するものと認められる。また、NTT西日本一兵庫の従業員が他社への電話番号移転に関する情報及び他社のDSL役務利用に関する情報を、NTT西日本一北陸の従業員が他社のDSL役務利用に関する情報をそれぞれ販売代理店に提供した行為は、NTT西日本が接続の業務に関して入手した他の電気通信事業者の利用者に関する情報を接続の業務の目的以外の目的のために提供するものであり、電気通信事業者間の公正な競争を</p>

システム形態を用いる NTT 西日本殿の他地域や東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿の地域でも起こり得る要因であると考えます。従って、一部地域のシステムの問題や一部従業員の不祥事といった個別限定的な事案として片付けるのではなく、NTT 東日本殿を含む NTT グループ全体の問題として、根本的な対策が検討されるべきものです。

本事案に関連して、接続事業者からは、過去の競争セーフガード制度の検証においても、再三に渡り、NTT 東西殿の接続情報の取扱い等に係る問題点を指摘してきたところです。これに対して NTT 東西殿は、指定電気通信設備制度の導入時から、「システムの措置や社員等への周知・徹底を図る等の適切な措置を講じている」旨、説明をされてきましたが、今回、本事案が露見したことで、その措置が不十分なものであったことが明確となっています。

総務省殿においては、本事案のような問題を繰り返さないためにも、十分な原因究明と厳格な措置を執って頂くことを切に望みます。

本事案への対策として、NTT 西日本殿は今後、従業員教育の他、システムの運用や機能変更を実施すると報告していますが、これらは過去の措置の延長に過ぎず、問題の全面解決に至らないことは明白です。

システム上の問題に関しては、物理的に同一のシステムが組織を跨いで存在する以上、いかにシステムの運用や機能変更等によるファイアーウォールの徹底を図っても根本的な措置とはなりません。また、社員教育上の問題に関しても、教育・周知が最終的に個々の従業員の意識に依存する以上、いかに周知の徹底・教育面の充実等を図ったとしても、今後、同様の問題が生じない保証はありません。

弊社共は、同様の問題が今後再発することのないよう、NTT 東西殿のいずれに対しても、より本質的な対処として、システムの物理的な分離等の、接続部門が他事業者から得た情報と営業部門を実効上分離するための根本的な措置を実施いただくことを強く要望します。

(イー・アクセス、関西ブロードバンド、ケイ・オプティコム、KDDI、ZIP Telecom、ジャパンケーブルネット、ジュピターテレコム、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、姫路ケーブルテレビ、フュージョン・コミュニケーションズ、バイ・コミュニケーションズ、UCOM)

■ 昨年11月18日に、NTT西日本から報道発表されたNTT西日本の県域等子会社であるNTT西日本-兵庫の従業員が、他事業者のDSL利用状況等の顧客情報を販売代理店に不適切に提供していたという事案(以下「NTT西日本接続情報漏えい事案」という。)は、NTT西日本における従来からの措置が不十分であったのみならず、「NTT東西が接続の業務に関して入手した情報の目的外利用の防止等について、NTT東西及びNTT東西から受託した業務を行う会社の社員等に周知・徹底すること」を要請した「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)に基づき講じるべき措置について(要請)」に対する取組みも不十分であったことに起因するものであると考えます。

また、当該事案は、NTT東西、さらにはNTTグループ全体において、事業者間の公正な競争環境に深刻かつ重大な影響を及ぼしかねない業務運営方法が、いまだ内在していることを改めて認識さ

阻害するおそれがあるものであると認められる。

今回事案の発生を受け、NTT西日本からは、顧客情報管理システム端末から他の事業者等に関する情報を取り出すことを不可能とするなどの措置を講ずる旨報告がなされているが、他の事業者等に関する情報の閲覧が当該情報を必要とする業務以外の業務においても可能なままとなっていること、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる体制となっていること等により、依然として、今回の事案と同様の事案が発生し、電気通信事業者間の公正な競争が阻害され、電気通信の健全な発達に支障を生ずるおそれがあり、事業法第29条第1項第12号に抵触するものと認められることから、平成22年2月4日、NTT西日本に対し、事業法第29条第1項第12号の規定に基づき、業務の方法の改善その他の措置をとることを命じたところである。

総務省としては、平成22年3月4日までにNTT西日本から提出される改善事項に対する具体策及び実施時期を明記した業務改善計画、また、以後、平成24年3月までの間、3カ月ごとに同社から提出される報告を精査し、電気通信事業の公正な競争を確保するため、適切に対応していく。

■ なお、上記事案を受け、NTT東日本に対しては、昨年11月18日、「貴社が保有する利用者のサービス情報の取扱いについて」により報告を求め、同年12月17日、NTT東日本においてはNTT西日本と同様の事案は発生していないとの報告を受けたところであるが、同報告によれば、NTT東日本の業務の運営についてNTT西日本における運営と類似する点が認められ、これらの点について改善がなされない場合には、他の事業者等に関する情報が、接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用又は提供されるがい然性が高いと認められる。

については、平成22年2月4日、NTT東日本に対し、業務の運営の在り方について改善を要請したところであり、

<p>せるものです。 つきましては、2009年度の検証結果におきましては、当該事案が現に発生したという事実を十分踏まえたものとしていただくよう、強く要望いたします。 (ケイ・オプティコム)</p> <p>■ 平成22年1月15日付の総務省の報道資料である「西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る聴聞の開催」の別紙にて、NTT西日本が対応を講じるとした「顧客情報管理システムの改善措置」や総務省から求めた「管理体制の強化」といった記載がなされておりますが、自浄能力による改善だけではなく、改善内容を第三者的に評価するためにも、総務省がチェック、監視機能を具備することが必要と考えます。 本機能は接続情報の漏洩にとどまらず、「イ 引き続き注視する事項」にて、議題に挙げられている各項目に対しても有効であり、公正競争を阻害する疑いがある行為の防止に大きく資するものと考えます。グループドミナンスや、活用業務の形骸化等、各種問題が事業者より提起されている現状からも、問題に対する適切な対応が行えるよう、総務省の機能具備検討を強く要望します。 (ジュピターテレコム)</p>	<p>総務省としては、平成22年3月4日までにNTT東日本から提出される要請事項に対する具体策及び実施時期を明記した実施計画、また、以後、同社から提出される報告を精査し、電気通信事業の公正な競争を確保するため、適切に対応していく。</p>
<p>意見19-2 NTT西日本及び県域等子会社における事案の発生を受け、他事業者情報等の管理体制の強化等により、法令遵守の一層の徹底を図り、再発防止に努めていく。</p> <p>■ 当社から県域等子会社等への営業や設備運営に関する業務委託は、お客様サービス向上並びに効率的な業務運営の推進を図るために実施しているものです。 ・ 今回、兵庫及び石川で発生した事案については、役員兼任を含めた業務運営体制に直接起因するものというよりは、他事業者サービス情報の取扱いに関するルールが徹底されていなかったこと、ならびに営業部門における他事業者サービス情報に係る顧客情報管理システムに不十分な点があったことに因るものと考えております。 ・ 今後は、他事業者サービス情報の取り扱いについては、総務省殿からの指導等を踏まえ、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底を図り、再発防止に万全を期してまいります。 (NTT西日本)</p>	

イ)引き続き注視する事項

<p>意見20-1 116窓口での加入電話の移転・転居の手続の際にフレッツ光サービスへの勧誘等が継続されていること及びNTT西日本及び県域等子会社における事案の発生を踏まえ、実効性ある踏み込んだ措置を講じる必要がある。</p>	<p>考え方20</p>
<p>(ア) NTT東西の116窓口での加入電話の移転・転居の手続に際し、フレッツ光サービスへの勧</p>	<p>■ 本件については、昨年度の検証に基づき、昨年2月25</p>

誘等の営業活動が依然として継続されており、活用業務認可条件等に照らして問題があるとの指摘(意見28)について

■ 今年度においても、未だ116窓口において利用者が加入電話の移転・転居の手続きを行う際に、接続業務で取得している顧客情報をもとにして、活用業務であるフレッツ光サービスへの勧誘を行うといった複数の事例が報告されており、これまでの3年間、事態は全く改善されていない状況です。

昨年2月の行政指導により、そのような営業活動が行われないよう改めてその周知・徹底を図ることをNTT東・西に対し要請し、NTT東西からは改めて支店・県域等子会社に周知・徹底を指示した旨の報告を行いました。その後、事態はいっこうに改善されず、そのような形式的な措置ではもはや限界があると考えます。

この問題は、フレッツ光受付センターが固定電話の116窓口と同一であることに根本的な原因があることから、営業面でのファイアーウォールを徹底するために、早急に窓口の所在地・対応者を物理的に分離することが必要と考えます。

(KDDI)

■ ．そもそも、NTT 東西殿が接続事業者の情報を保有している状態において、フレッツ光サービスの営業等を行なう構図が存在する限り、公正競争上の懸念は払拭されません。従って、管理部門が他事業者から得た情報と利用部門を実効上分離すべく、NTT 東西殿の組織構造等に踏み込んだ抜本的な措置を実施すべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ ．NTT西日本情報漏えいの件について、「西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る聴聞の開催」(平成22年1月15日 総務省)にて公表された「不利益処分の原因となる事実」では、NTT 西日本殿内での顧客管理システム上のアクセス権限の整理等の対応では不十分とし、NTT西日本殿に対して他の事業者等に関する情報の管理体制の改善等を求める業務改善命令が行われる見込みとなっています。

しかしながら、本件に関しては、県域等子会社が販売代理店に対して不適切な情報提供を行った行為自体は、事業法第30条第3項第1号の禁止行為には抵触するものではなく制度構築上予定されていなかった事象であると言え、今後も県域等子会社ではNTT 西日本殿から業務受託会社として一体的な業務を行い、役員の異動や兼任も行われることを考えれば、NTT 西日本殿の自助努力に任せた改善等を命令するだけでは十分とはいえないと考えます。

そのため、県域等子会社を禁止行為規制の対象とすることや役員等の異動や兼任を禁止する等の公正競争要件整備の措置もあわせて必要であると考えます。この点については、競争セーフガード制度におけるNTT 西日本殿の再意見(平成21年9月8日)においても「現に公正競争上の問題は生じておらず、当社として今後も適切に業務運営等を行っていくことから、県域等子会社に対して

日、NTT東西に対して116番への加入電話又はINS64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動が行われることのないよう、改めてその周知・徹底を図ることを要請し、NTT東西は、当該要請を受け、適切な措置を講じていると報告したところであるが、当該措置の運用が徹底されない場合には、事業法及び電気通信分野における競争の促進に関する指針に照らし、事業法第30条第3項第1号等に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、昨年度の検証結果に基づく要請を受けて実施しているNTT東西における周知・徹底状況を踏まえ、引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、10年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。

■ 昨年11月18日、NTT西日本が営業及び設備保守等の業務を委託すNTT西日本一兵庫において、利用者情報を販売代理店に不適切に提供したとの報道発表がなされたことを受け、総務省は、NTT西日本に対して、事業法第166条第1項の規定に基づき、当該事案の事実関係、原因及び再発防止措置等について報告をさせた。

当該報告を精査したところ、NTT西日本の従業員が他社への電話番号移転に関する情報をNTT西日本一兵庫の従業員に提供した行為は、事業法第30条第3項第1号に抵触するものと認められる。また、NTT西日本一兵庫の従業員が他社への電話番号移転に関する情報及び他社のDSL役務利用に関する情報を、NTT西日本一北陸の従業員が他社のDSL役務利用に関する情報をそれぞれ販売代理店に提供した行為は、NTT西日本が接続の業務に関して入手した他の電気通信事業者の利用者に関する情報を接続の業務の目的以外の目的のために提供するものであり、電気通信事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであると認められる。

今回事案の発生を受け、NTT西日本からは、顧客情

NTT 東西本体と同等の禁止行為規制を適用するなどの規制拡大は不要と考えます。」とされており、現に公正競争上の問題が生じたことを踏まえれば、NTT 西日本殿も異論はないものと考えます。

・ また、NTT西日本情報漏えいの件は、他事業者との接続で知り得た情報を NTT 西日本殿またはその県域等子会社の社員が構造的なファイアーウォールなくアクセス可能な環境にあったことが要因のひとつとして、不適切な情報利用が行われたことが確認されています。それを踏まえれば、116 窓口等においても業務上の利用が目的とはいえ、他事業者の接続で知り得た情報を自由に取得できる環境においては、営業面でのファイアーウォールに関してどれだけ社員への周知徹底を図っても不適切に利用される可能性が十分にあるものと考えられます。

そのため、NTT西日本情報漏えいの件に関する調査及び各措置は、NTT西日本殿やその県域等子会社に限るのではなく、NTT東日本殿や業務委託を受けるその他NTT殿関連会社に対しても、同様に行われる必要があると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

■ 検証結果案にて「引き続き注視する事項」とされている本3件は、NTT西日本接続情報漏えい事案と同じく、総務省殿が2007年度もしくは2008年度検証結果に基づき措置を講じるよう要請した事案と同様の事案であります。

NTT西日本接続情報漏えい事案の発生要因の一部が、総務省殿の措置要請に対するNTT東西の取組みの不十分さにあることを踏まえると、本3件についても、十分な措置がとられていない可能性が極めて高く、今後公正な競争環境に極めて重大な影響を及ぼす問題が顕在化するおそれがあります。

そのため、少なくとも、本3件については、再度「NTT東西に所要の措置を要請する事項」に区分のうえ、徹底した措置を講じるよう改めて指導することが不可欠であります。

(ケイ・オプティコム)

意見20-2 NTT西日本及び県域等子会社における事案の発生を受け、他事業者情報等の管理体制の強化等により、法令遵守の一層の徹底を図り、再発防止に努めていく。

■ 当社から県域等子会社等への営業や設備運営に関する業務委託は、お客様サービス向上並びに効率的な業務運営の推進を図るために実施しているものです。

・ 今回、兵庫及び石川で発生した事案については、役員兼任を含めた業務運営体制に直接起因するものというよりは、他事業者サービス情報の取扱いに関するルールが徹底されていなかったこと、ならびに営業部門における他事業者サービス情報に係る顧客情報管理システムに不十分な点があったことに因るものと考えております。

・ 今後は、他事業者サービス情報の取り扱いについては、総務省殿からの指導等を踏まえ、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程の整

報管理システム端末から他の事業者等に関する情報を取り出すことを不可能とするなどの措置を講ずる旨報告がなされているが、他の事業者等に関する情報の閲覧が当該情報を必要とする業務以外の業務においても可能なままとなっていること、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる体制となっていること等により、依然として、今回の事案と同様の事案が発生し、電気通信事業者間の公正な競争が阻害され、電気通信の健全な発達に支障を生ずるおそれがあり、事業法第29条第1項第12号に抵触するものと認められることから、平成22年2月4日、NTT西日本に対し、事業法第29条第1項第12号の規定に基づき、業務の方法の改善その他の措置をとることを命じたところである。

総務省としては、平成22年3月4日までにNTT西日本から提出される改善事項に対する具体策及び実施時期を明記した業務改善計画、また、以後、平成24年3月までの間、3カ月ごとに同社から提出される報告を精査し、電気通信事業の公正な競争を確保するため、適切に対応していく。

■ なお、上記事案を受け、NTT東日本に対しては、昨年11月18日、「貴社が保有する利用者のサービス情報の取扱いについて」により報告を求め、同年12月17日、NTT東日本においてはNTT西日本と同様の事案は発生していないとの報告を受けたところであるが、同報告によれば、NTT東日本の業務の運営についてNTT西日本における運営と類似する点が認められ、これらの点について改善がなされない場合には、他の事業者等に関する情報が、接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用又は提供されるがい然性が高いと認められる。

については、平成22年2月4日、NTT東日本に対し、業務の運営の在り方について改善を要請したところであり、総務省としては、平成22年3月4日までにNTT東日本から提出される要請事項に対する具体策及び実施時期を

<p>備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底を図り、再発防止に万全を期してまいります。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>明記した実施計画、また、以後、同社から提出される報告を精査し、電気通信事業の公正な競争を確保するため、適切に対応していく。</p>
<p>意見21 NTTグループによる上位レイヤーへのレバレッジを注視するにあたっては、競争評価等を通じて具体的に評価や検証を行うことが必要である。</p>	<p>考え方21</p>
<p>(イ) NTT東西の通信レイヤーにおける市場支配力の上位レイヤーへの不当な行使や当該市場支配力を起点にしたグループドミナンスの行使がなされないよう注視が必要であるとの指摘(意見29、41)について</p> <p>■ コンテンツプロバイダのみならず、ISPのような上位レイヤーについても、通信レイヤからのレバレッジが行使されていることが以下の事実により明らかです。</p> <p>2009年9月末のMM総研調べでは、ISPのFTTH契約件数シェアにおいてトップであるOCNや第4位のグループISP(ぷらら)が、引き続きシェアを拡大しています。</p> <p>NTT東・西のFTTHシェアが拡大する中、それに応じてこれらISPのシェアが拡大しており、NTT東・西の市場支配力が上位レイヤーへと行使されていることが伺えます。</p> <p>NTT東・西等の市場支配力のレバレッジは、ISPやコンテンツ等の上位レイヤー全体へと波及しているため、これらのレバレッジについて競争評価で詳細に分析し、その分析結果を競争セーフガードの検証に反映させるべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ ・そもそも、下位レイヤのボトルネック性や市場支配力を有した状態で、上位レイヤとの連携や当該レイヤへの進出を図ることが認められるべきではありません。従って、アクセス網の分離等により、当該影響力を完全に解消することが不可欠であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ NTT東西殿及びNTTドコモ殿とコンテンツプロバイダとの関係について引き続き注視していくとする検証結果案に賛成致します。この点に関しては、競争評価においても、NTT系ISPの市場シェアの上昇傾向を受けて、「ブロードバンド市場からISP市場へのレバレッジによる影響について、注視が必要」と指摘されているところです。</p> <p>したがって、NTTグループによる上位レイヤーへのレバレッジを注視するにあたっては、競争評価等を通じて具体的に評価や検証を行うことがまず必要であると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>■ 本件については、「コンテンツプロバイダに対する不当な規律・干渉」等に該当する事案を具体的に指摘したものではないが、NTT東西又はNTTドコモが「コンテンツプロバイダに対する不当な規律・干渉」を行っている認められる場合には市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定等に抵触するおそれがあることから、NTT東西及びNTTドコモとコンテンツプロバイダとの関係について引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、10年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>
<p>意見22 NTTファイナンスが提供するNTTグループカードの「おまとめキャッシュバック」は、実質的に自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスに該当するものであるこ</p>	<p>考え方22</p>

<p>とから、厳格な措置を講じる必要がある。</p> <p>(ウ) NTTファイナンスが提供するNTTグループカードの「おまとめキャッシュバック」は、実質的に自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に当たることになり変わらないとの指摘(意見31)について</p> <p>■ NTT持株会社の傘下にあるNTTファイナンスが、公社時代に構築したボトルネック設備を保有するNTT東・西と、NTTドコモ等NTTグループ各社との実質的なセット割引を実施することは、実効上排他性があるため、このような実態を踏まえて禁止行為の対象とすべきです。</p> <p>なお、NTT東・西、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモが提供するサービスの料金をまとめて支払い、パッケージでポイントが付く「NTTグループ料金おまとめサービス」では、本年3月まで実施されているキャンペーン期間中に、同サービスの申込みを行えば追加ポイントの特典等があるとのこと。この他に手続きの簡便さや宣伝手法を踏まえると、不当に優先的な取扱い等に該当すると考えられるため、早急に禁止すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 本件の問題の本質は、単なるサービス提供条件の排他性の問題ではなく、NTT 東西殿及び NTTドコモ殿といったドミナント事業者同士が、グループ会社を通じ脱法的なセット割引を実施可能な状況にある点にあります。これらドミナント事業者同士のセット割引行為が、持株会社体制の組織管理形態によってこそ可能であることを考慮すれば、NTT グループの持株会社体制自体を見直す必要があり、一刻も早く資本分離等、構造的措置に踏み込んだ抜本的な見直しを行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 本件については、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」が禁止されているNTT東西又はNTTドコモにおいて実施されているものではなく、また、NTTグループ以外の事業者の電気通信サービスも組み合わせて提供されていることから、このような取扱いは現行の法制度上直ちに禁止されるものではないが、当該特典の提供方法の実態如何によっては、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」等を禁止した事業法第30条第3項第2号や同法第31条第2項第2号、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正有効競争条件」(2)及び「NTTの承継に関する基本方針」(七)(八)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、10年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>
<p>意見23 家電量販店等を通じてNTTグループによる実質的な一体営業が行われていることから、NTT東西及びNTTドコモに対し所要の措置を講じる必要がある。</p>	<p>考え方23</p>
<p>(エ) ドコモショップをNTTドコモの顧客対応部門と同一とみなし、NTTドコモと同等の禁止行為規制の適用等を行うべきとの指摘(意見32)、家電量販店等において、OCNの優先的取扱いやフレッツ光とNTTドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与は、関連事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に相当するとの指摘(意見33)について</p> <p>■ ドコモショップ、家電量販店、販売代理店、県域等子会社等との個別契約により、事実上、全国あまねく様々な販売店でNTTグループ各社サービスの一体営業が可能となっています。</p> <p>これらの営業活動は、実態上は禁止行為と同じであるため、そのような営業活動についても禁止行為規制を適用すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 本件については、NTT東西は「販売代理店が自ら営業戦略に基づいて選択した結果である」とし、NTTコミュニケーションズは「家電量販店を通じた営業活動をNTT東西とは独立して実施している」とし、NTTドコモは「販売代理店がNTTドコモの代理店契約とは別に、販売代理店自らの経営判断でNTT東西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し販売促進施策を実施している」としており、当該代理店の販売施策が「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するとの論拠は十分でないが、本指摘に関連して公正競争確保を阻害する行為が行われていない</p>

<p>■・販売代理店の独自施策であったとしても、これらが実質排他的な競争阻害性を有する販売行為である点を踏まえれば、NTT 東西殿及び NTT ドコモ殿に、代理店による排他的なセット販売行為を禁止するよう監督義務を負わせる等の追加的なルールが必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 検証結果案にて「引き続き注視する事項」とされている本3件は、NTT西日本接続情報漏えい事案と同じく、総務省殿が2007年度もしくは2008年度検証結果に基づき措置を講じるよう要請した事案と同様の事案であります。</p> <p>NTT西日本接続情報漏えい事案の発生要因の一部が、総務省殿の措置要請に対するNTT東西の取組みの不十分さにあることを踏まえると、本3件についても、十分な措置がとられていない可能性が極めて高く、今後公正な競争環境に極めて重大な影響を及ぼす問題が顕在化するおそれがあります。</p> <p>そのため、少なくとも、本3件については、再度「NTT東西に所要の措置を要請する事項」に区分のうえ、徹底した措置を講じるよう改めて指導することが不可欠であります。 (ケイ・オプティコム)</p>	<p>かについて引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、10年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>
<p>意見24 家電量販店等を通じたNTT東西による各種販売施策において、OCNと他ISPは全く同列の扱いであることから、公正競争上の問題は生じていない。</p>	<p>考え方24</p>
<p>(エ) ドコモショップをNTTドコモの顧客対応部門と同一とみなし、NTTドコモと同等の禁止行為規制の適用等を行うべきとの指摘(意見32)、家電量販店等において、OCNの優先的取扱いやフレッツ光とNTTドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与は、関連事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に相当するとの指摘(意見33)について</p> <p>■ 「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009年度)の再意見の募集」に対する弊社意見において記載したところですが、弊社はNTT東西とは個別に家電量販店と代理店契約を締結しているとともに、他ISPも家電量販店と自由に代理店契約を締結しており、家電量販店に対する営業活動は各社とも独立して展開していると認識しています。一方、家電量販店における販売施策は家電量販店自らの判断で実施しているところであり、家電量販店を通じたNTT東西による各種販売施策については他ISPと当社とは全く同列の扱いであると認識しており、弊社インターネット接続サービス(OCN)の販売促進について、公正競争上の問題はないと認識しております。</p> <p>さらに、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)」(2008年2月18日総務省)、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)」(2009年2月25日総務省)、及び今回意見募集が行なわれている「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)(案)」においても、</p>	<p>■ 09年度の検証に当たっては、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン(07年4月策定、08年7月改定)」に基づき、検証の対象となる各事項について、09年6月から9月にかけて事前に意見公募及び再意見公募を行うとともに、必要に応じて関係事業者等に説明等を求めたところである。</p> <p>これらを踏まえ検討した結果、本件については、NTT東西は「販売代理店が自ら営業戦略に基づいて選択した結果である」とし、NTTコミュニケーションズは「家電量販店を通じた営業活動をNTT東西とは独立して実施している」とし、NTTドコモは「販売代理店がNTTドコモの代理店契約とは別に、販売代理店自らの経営判断でNTT東西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し販売促進施策を実施している」としており、当該代理店の販売施策が「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するとの論拠は</p>

<p>『当該代理店の販売施策が「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するとの論拠は十分でない』との考え方が3年間にわたって総務省より示されており、本指摘事項について注視の必要はないと考えます。</p> <p>このように公正競争上の問題が確認されていないにもかかわらず、「引き続き注視する事項」と位置づけることは、潜在的な問題が内包されているような誤解を広く一般に招きかねず、結果として弊社及び家電量販店が行う正当な営業活動を阻害するものであることから適当ではないと考えます。</p> <p>従って、(エ)については、検証結果より削除すべきと考えます。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p>	<p>十分でないが、本指摘に関連して公正競争確保を阻害する行為が行われていないかについて引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところである。</p>
<p>意見25 NTTグループ会社間における人事異動は累次の公正競争要件等の趣旨に反するものであることから、直ちに禁止する等の措置を講じる必要がある。</p>	<p>考え方25</p>
<p>(オ) NTTグループの実質的な一体経営を防止する観点から、NTTグループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要との指摘(意見42)について</p> <p>■ NTT西日本事案を踏まえて、厳格な措置を講じるべきです。</p> <p>NTTグループ会社間の人事異動は、顧客情報の不適切な提供の原因となる問題であることから、「引き続き注視する」ととどめるのではなく、直ちに禁止すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■・ NTT グループ会社間において定常的な人事異動がなされている現状は、公正競争環境を実現するという移動体部門の分離並びに NTT 再編の趣旨に反するものであると考えます。これら人事異動が、持株会社体制の組織管理形態によってこそ可能であることを考慮すれば、NTT グループの持株会社体制自体を見直す必要があり、一刻も早く資本分離等、構造的措置に踏み込んだ抜本的な見直しを行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■・ NTT西日本情報漏えいの件について、「西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る聴聞の開催」(平成 22 年 1 月 15 日 総務省)にて公表された「不利益処分の原因となる事実」では、NTT 西日本殿内での顧客管理システム上のアクセス権限の整理等の対応では不十分とし、NTT西日本殿に対して他の事業者等に関する情報の管理体制の改善等を求める業務改善命令が行われる見込みとなっています。</p> <p>しかしながら、本件に関しては、県域等子会社が販売代理店に対して不適切な情報提供を行った行為自体は、事業法第 30 条第 3 項第 1 号の禁止行為には抵触するものではなく制度構築上予定されていなかった事象であると言えると共に、今後も県域等子会社では NTT 西日本殿から業務受託会社として一体的な業務を行い、役員の変動や兼任も行われることを考えれば、NTT 西日本殿の自</p>	<p>■ 本件については、NTT東西は「会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施している」としており、引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、10年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>

<p>助努力に任せた改善等を命令するだけでは十分とはいえないと考えます。</p> <p>そのため、県域等子会社を禁止行為規制の対象とすることや役員等の異動や兼任を禁止する等の公正競争要件整備の措置もあわせて必要であると考えます。この点については、競争セーフガード制度における NTT 西日本殿の再意見(平成 21 年 9 月 8 日)においても「現に公正競争上の問題は生じておらず、当社として今後も適切に業務運営等を行っていくことから、県域等子会社に対して NTT 東西本体と同等の禁止行為規制を適用するなどの規制拡大は不要と考えます。」とされており、現に公正競争上の問題が生じたことを踏まえれば、NTT 西日本殿も異論はないものと考えます。</p> <p>・ また、NTT西日本情報漏えいの件は、他事業者との接続で知り得た情報を NTT 西日本殿またはその県域等子会社の社員が構造的なファイアーウォールなくアクセス可能な環境にあったことが要因のひとつとして、不適切な情報利用が行われたことが確認されています。それを踏まえれば、116 窓口等においても業務上の利用が目的とはいえ、他事業者の接続で知り得た情報を自由に取得できる環境においては、営業面でのファイアーウォールに関してどれだけ社員への周知徹底を図っても不適切に利用される可能性が十分にあるものと考えられます。</p> <p>そのため、NTT西日本情報漏えいの件に関する調査及び各措置は、NTT西日本殿やその県域等子会社に限るのではなく、NTT東日本殿や業務委託を受けるその他NTT殿関連会社に対しても、同様に行われる必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ NTT東西をはじめとしたNTTグループが、本来の規制の枠を超えて、自らの理屈によって事業範囲を拡大していることがそもそも問題であり、NTTグループの市場シェアが高まる要因にもなっております。</p> <p>そのため、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して厳正な規制をかける必要があると考えますので、禁止行為規制や累次の公正競争要件の適用範囲拡大等、規制内容のさらなる強化を行うべきであります。</p> <p>また、活用業務については、今後認可を控えるべきであり、現在の認可業務についても改めて検証すべきであると考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見26 NTTグループの法人営業集約等は実質的な排他的共同営業に該当することから、直ちに禁止する等の措置を講じる必要がある。</p>	<p>考え方26</p>
<p>(カ) NTT東西及びNTTコミュニケーションズの法人営業の集約に関連し、NTT東西及びNTTコミュニケーションズが共同営業を行っている事例が見受けられるとの指摘(意見44)について</p> <p>■ NTTグループの法人営業の集約等は、顧客情報の不適切な提供の原因となる問題であることから、「引き続き注視する」ととどめるのではなく、直ちに禁止すべきと考えます。</p>	<p>■ 本件については、NTT東西は「両社がNTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件や、NTTコミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のものと同じである」としているが、当該措置の運用が徹底されない場合には、公正競争</p>

<p>(KDDI)</p> <p>■・ NTT グループによる共同営業行為における実質的排他性は、NTT グループ内での顧客情報の取扱いや受託条件の公平性確保等の自主的措置のみで解消されるものではありません。これら共同営業行為が、持株会社体制の組織管理形態によってこそ可能であることを考慮すれば、NTT グループの持株会社体制自体を見直す必要があり、一刻も早く資本分離等、構造的措置に踏み込んだ抜本的な見直しを行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>を阻害するおそれがあるため、NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、10年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>
<p>意見27 NTTコミュニケーションズによるNTT再編成時に取得した加入者情報を用いたアウトバウンド営業は、NTT再編成時の公正競争要件に照らし問題であるため、直ちに禁止する等の措置を講じる必要がある。</p>	<p>考え方27</p>
<p>(キ) NTTコミュニケーションズがNTT再編成時に取得した加入者情報を活用したアウトバウンド営業を行っている不適切な事例が存在しているとの指摘(意見47)について</p> <p>■ NTT再編成の際に継承した加入者情報であって他事業者が用いることができないものを用いて、NTT再編成後にNTTコミュニケーションズの利用実績のない利用者に対して営業活動を行うことは、NTT再編時の公正競争要件「地域会社と長距離会社の間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同ーとすること」に照らして、公正競争上極めて問題が大きいため、直ちに禁止すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■・ NTT 再編の趣旨を踏まえると、NTT コミュニケーションズ殿が NTT 東西殿の加入者情報を持ち続け、営業活動に活用することは、競争事業者とのイコールフットingの観点において、明らかに問題です。従って、NTT 再編時に継承した顧客情報を NTT コミュニケーションズ殿に廃棄させる、あるいは競争事業者にも同等に当該情報を所持可能とする等、イコールフットingを確保するための措置を取るべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 本件については、NTTコミュニケーションズは「アウトバウンド営業は、自社サービスの利用実績のある利用者に対して実施しているものである」としているところであるが、NTT再編成の際に継承した加入者情報であって他事業者が用いることができないものを用いて、NTT再編成後にNTTコミュニケーションズの利用実績のない利用者に対して営業活動を行うことは、「NTTの承継に関する基本方針」(九)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、NTTコミュニケーションズによる営業活動について引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、10年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>
<p>意見28 NTTコミュニケーションズは、NTT再編成時に取得した加入者情報を用いたアウトバウンド営業を行っていない。</p>	<p>考え方28</p>
<p>(キ) NTTコミュニケーションズがNTT再編成時に取得した加入者情報を活用したアウトバウンド営業を行っている不適切な事例が存在しているとの指摘(意見47)について</p> <p>■ 「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009年度)の再意見の募集」に対する弊社意見で記載したとおり、弊社は、顧客情報の保持についてはNTTの再編成に関する基本方針で示され</p>	<p>■ 09年度の検証に当たっては、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン(07年4月策定、08年7月改定)」に基づき、検証の対象となる各事項について、09年6月から9月にかけて事前に意見公募及び再意見公募を行うとともに、必要に応じて関係事業者等に説明等を求</p>

<p>たNTT東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守しております。</p> <p>また、弊社の利用実績がないお客さまに対して、NTT 再編成時に引き継いだ加入者情報を用いたアウトバウンド営業を行っておりません。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p>	<p>めたところである。</p> <p>これらを踏まえ検討した結果、本件については、NTTコミュニケーションズは「アウトバウンド営業は、自社サービスの利用実績のある利用者に対して実施しているものである」としているところであるが、NTT再編成の際に継承した加入者情報であって他事業者が用いることができないものを用いて、NTT再編成後にNTTコミュニケーションズの利用実績のない利用者に対して営業活動を行うことは、「NTTの承継に関する基本方針」(九)に抵触する又は潜脱するおそれがあることからNTTコミュニケーションズによる営業活動について引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところである。</p>
<p>意見29 累次の活用業務認可によりNTT東西の業務範囲規制が形骸化し、公正競争上の問題が生じていることから、活用業務認可制度をはじめとする競争政策について検証を行うとともに、抜本的な措置を講じる必要がある。</p>	<p>考え方29</p>
<p>(ク) 活用業務認可制度によりNTT東西の業務範囲規制が形骸化していることから、公正競争確保の観点から、活用業務認可制度の在り方の検証が必要等との指摘(意見49、50)について</p> <p>■ ボトルネック設備とNTTグループの市場支配力の問題が解決されないまま、これまでにNGN等の活用業務が認可されてきたことは、公正競争上大きな問題であると考えます。</p> <p>競争セーフガード制度の検証においては、これまでの活用業務によるNTT東・西の事業領域拡大、中期経営戦略に見られるグループ連携強化等により、構造的措置(NTTドコモ分離、NTT再編成)の趣旨が形骸化していること及びグループドミナンスの問題について、しっかり議論を行い、その検証結果をタスクフォースの議論に反映することが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 活用業務制度により、現在の業務範囲規制が形骸化し、NTT 再編成の趣旨と齟齬をきたしているのは明らかです。NTT 再編成の趣旨等に立ち戻り、資本分離、構造分離等に踏み込んだ NTT グループの在り方の抜本的な見直しを行なうべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 弊社前回意見の通り、活用業務認可制度形骸化の本質的な問題は、現行の持株会社体制では、本制度の本来の趣旨である通信市場の競争活性化を目的としたNTTグループ各社間のヤードステ</p>	<p>■ 本件については、「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」等に係る認可に際しては、「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」を履行すること及び8項目の認可条件を条件として付して認可したものであり、NTT東西による当該措置の運用状況及び当該条件の遵守の状況について注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、10年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>

<p>ック競争及び相互参入による直接競争の促進が実現できない点にあります。</p> <p>また別添資料 2 のとおり、NTT 西日本情報漏えいの件は認可条件にまさに抵触する事例であり、「NTT東西による地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、NTT東西が活用業務を営むことについて認可しなければならない」とする本制度の前提そのものがすでに守られていない状況にあります。したがって、検証結果案のように活用業務の認可条件の遵守状況を単に注視していただくだけでは解決はできないものと考えます。</p> <p>そのため「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」の場等において、1999 年 NTT 再編以降の通信市場における本制度も含めた競争政策や現状を検証したうえで、今後の通信政策及びNTT組織の在り方を検討していく必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ NTT東西をはじめとしたNTTグループが、本来の規制の枠を超えて、自らの理屈によって事業範囲を拡大していることがそもそも問題であり、NTTグループの市場シェアが高まる要因にもなっております。</p> <p>そのため、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して厳正な規制をかける必要があると考えますので、禁止行為規制や累次の公正競争要件の適用範囲拡大等、規制内容のさらなる強化を行うべきであります。</p> <p>また、活用業務については、今後認可を控えるべきであり、現在の認可業務についても改めて検証すべきであると考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見30 NTT西日本による「光ぐっと割引」は関西圏における競争環境に恒常的な影響を与え続けていることから、料金設定の適正性について十分な検証が必要である。</p>	<p>考え方30</p>
<p>(ケ) NTT西日本が恒常的に提供している「光ぐっと割引」は、適正コストを下回る料金設定になっていないかとの指摘(意見52)について</p> <p>■ 本件の問題の本質は、独占市場である固定電話市場で得た利益を、公正競争の確保が不十分な新規市場である FTTH 市場に投下することにより、不当に新たな独占市場の創出を図ることにあると言えます。従って、会計データの透明性確保のみでは不十分であり、OSU 共用の実現、さらには NTT 東西殿のアクセス網の分離等、FTTH 市場の公正競争上の問題の解消に向けた抜本的な是正措置を講じるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ NTT西日本がキャンペーンと称して平成17年から開始した特定の府県に限って提供料金を値下げ</p>	<p>■ 本件については、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること等、競争阻害的な行為がなされていないかどうか引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、10年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>

<p>する「光ぐっと割引」は、実質的に4年以上継続して実施され、恒常的な料金メニューとなっていることから、関西圏における競争環境に影響を与え続けていると認識しております。</p> <p>そのため、現状の「光ぐっと割引」を適用した場合の料金が、競争阻害的な料金となっていないか、その適正性を十分検証いただくよう要望いたします。</p> <p>また、「光ぐっと割引」は、特定の府県に限って恒常的に提供料金を変えているという点において、利用の公平の観点に照らして不適切な料金設定であると考えます。</p> <p>従いまして、料金水準の問題とは別に、そもそもの問題として、このようなNTT西日本による不適切な料金設定自体を改めさせる必要があると考えますので、あわせて措置いただくよう要望いたします。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見31 NTT東西の「フレッツ・テレビ」サービスに係る広告手法は、依然として放送サービスの提供主体を利用者に誤認させるものであることから、更なる措置を講じる必要がある。</p>	<p>考え方31</p>
<p>(コ) NTT東西の「フレッツ・テレビ」サービスは、依然としてNTT東西が放送サービスの提供主体であると誤認されている状況に変わりがないため、追加的措置を講じる必要があるとの指摘(意見53)について</p> <p>■ 家電量販店等で配布されているNTT東日本の「地デジ対策 カンタン Book 保存版 地デジ対策の前に読む本」は、放送サービスの提供主体がNTT東日本であると利用者に誤認させるだけでなく、「地デジ対策」という公的施策をNTT東日本が担っているかのような印象を与える広告です。昨年9月に提出した再意見書で指摘したにもかかわらず、こうした広告が依然として改善されることなく展開されています。</p> <p>また、「フレッツ・テレビ 地デジ対策の強い味方！」のパンフレットにおいては、表紙にNTT東日本の文字とロゴマークのみが表示されており、これは、あたかも放送サービスをNTT東日本自らが提供しているかのように利用者に誤認させるものです。</p> <p>このように、NTT東日本の「フレッツ・テレビ」に係る広告手法は依然として全く改善が見られないことから、広告手法の適正化について、NTT東・西自身に任せるのではなく第三者による審査を通じて解決を図り、実際に改善されたことをアンケート調査等によりNTT東・西自らが証明する仕組みとすべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 本件の問題の本質は、単に放送サービスの提供に係るユーザ誤認の問題ではなく、公正競争確保が不十分な FTTH 市場において、NTT 東西殿の市場支配力が、放送サービス市場という周辺市場に行使されている構図そのものにあります。従って、当該サービスの営業手法の是正措置のみでは不十分であり、OSU 共用の実現、さらには NTT 東西殿のアクセス網の分離等、FTTH 市場の公正</p>	<p>■ 本件については、昨年度の検証に基づき、本年2月25日、NTT東日本に対して、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記すること等について周知・徹底することを要請し、NTT東日本は、当該要請を受け、適切な措置を講じていると報告したところであるが、現行の日本電信電話株式会社等に関する法律においてはNTT東西が放送事業を営むことは認められておらず、東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインにおいても活用業務に放送業は含まないとしていることを踏まえ、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスをNTT東西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT東西は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切であることから、昨年度の検証結果に基づく要請を受けて講じている措置の運用状況等について引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、10年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>

<p>競争上の問題の解消に向けた抜本的な是正措置を講じるべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 検証結果案にて「引き続き注視する事項」とされている本3件は、NTT西日本接続情報漏えい事案と同じく、総務省殿が2007年度もしくは2008年度検証結果に基づき措置を講じるよう要請した事案と同様の事案であります。</p> <p>NTT西日本接続情報漏えい事案の発生要因の一部が、総務省殿の措置要請に対するNTT東西の取組みの不十分さにあることを踏まえると、本3件についても、十分な措置がとられていない可能性が極めて高く、今後公正な競争環境に極めて重大な影響を及ぼす問題が顕在化するおそれがあります。</p> <p>そのため、少なくとも、本3件については、再度「NTT東西に所要の措置を要請する事項」に区分のうえ、徹底した措置を講じるよう改めて指導することが不可欠であります。 (ケイ・オプティコム)</p> <p>■ 平成 21 年 2 月 25 日付で総務省から、NTT 東西に対して「利用者にフレッツ・テレビ(放送サービス)の主体が他社であることが明確に理解できるように周知・徹底を行うこと」と指導がなされております。</p> <p>本対応は NTT 東西が放送サービスを行っていないことを利用者に対して明確にすべきという総務省の意見が明確に打出されており、一定の評価はできると考えます。</p> <p>しかしながら、NTT 東西におけるフレッツ・テレビの提供主体に関する記載はあくまで NTT 東西のサービス広告上の注釈的な記載であり、実際には NTT ブランドを全面的に使用する広告の影響で、依然として、利用者の「放送サービスは NTT 東西が提供している」という誤認は解消されておられません。</p> <p>従って、利用者の誤認を解消するためにも、他社が提供主体である放送に関わるサービスの営業について、NTT 東西が NTT ブランドを全面的に使用して広告・CM 等営業活動を行うことを、業務範囲規制を厳格に運用する観点からも制限すべきと考えます。</p> <p>これは、当社にて過去に意見を提出した目的達成業務の認可制度に関する透明性の確保・ガイドラインの制定により対応が可能であると考えますので、上記内容の早期対応について強く要望します。</p> <p>なお、本件はブランドカの他分野への利用やそれによるグループの市場支配力拡大といった、レバレッジ・グループドミナンス等の問題も含んでいるという認識ですので、継続的な検証及び指導を強く要望します。 (ジュピターテレコム)</p>	
<p>意見32 NTT東西による広告手法の適正化について、新たな仕組みを検討する必要がある。</p>	<p>考え方32</p>

<p>(サ) NTT東西のひかり電話に関して不適切な営業活動が行われていることから、NTT東西に対し営業マニュアル等の報告・公表等を義務付けるべきとの指摘(意見59)について</p> <p>■ 前述と同様、広告手法の適正化については、NTT東・西自身に任せるのではなく第三者による審査を通じて解決を図り、実際に改善されたことをアンケート調査等によりNTT東・西日本自らが証明する仕組みとすべきです。</p> <p>■ なお、京丹後市ブロードバンド整備事業においてNTT西日本がサービス提供事業者となっていますが、こうした公的な施策においても他事業者を排除するような不適切な営業活動が行われないう監視すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ ・ 本件の問題の本質は、単なる営業手法の適正性の問題ではなく、公正競争確保が不十分なFTTH市場において、NTT東西殿の市場支配力が不当に強化される構図自体にあります。従って、当該サービスの営業手法の是正措置のみでは不十分であり、OSU共用の実現、さらにはNTT東西殿のアクセス網の分離等、FTTH市場の公正競争上の問題の解消に向けた抜本的な是正措置を講じるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 本件については、NTT東西は、2008年6月に設置した広告物の審査組織において、すべての広告物の事前チェックを行うなど広告物の適正化を推進している等としており、NTT東西の宣伝・広告手法の適正化の状況について引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、10年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>
---	---

ウ)その他の事項

<p>意見33 NTT西日本及び県域等子会社における事案を踏まえ、特定関係事業者の対象を拡大し、厳格な行為規制を課すべきである。</p>	<p>考え方33</p>
<p>NTTドコモ等の電気通信事業者や県域等子会社等の非電気通信事業者をNTT東西の特定関係事業者に追加すべきという指摘(意見39)について</p> <p>■ NTT西日本事案を踏まえて、厳格な措置を講じるべきと考えます。</p> <p>禁止行為規制が適用されないNTTグループ子会社・関係会社等を介することにより、事実上NTTグループ各社サービスの一体営業が可能となっていますが、これは、実態上排他的な行為等に該当するため、それらの会社はNTT東・西本体と同一とみなし、禁止行為規制や特定関係事業者化等の競争ルールの適用対象の範囲に追加すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ ・ そもそも、NTTグループが持株会社のもとに連携していることは、NTT再編の主旨に照らして問題であり、公正な競争環境の実現には、完全な資本分離が本質的な措置として必要であると考えます。資本分離が果たされていない現状においては、特定関係事業者にNTTドコモ殿等を追加し行為</p>	<p>■ 事業法第31条第1項及び第2項の特定関係事業者に関する規制は、同法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設けるものである。</p> <p>■ 本件については、一昨年度の検証結果では、まずは競争セーフガード制度の運用を通じ、事業法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみで十分なものであるか否かを検証することが適当であり、当該検証の積み重ねを踏まえ、所要の措置を講じることの適否について改めて検討していくとしたところであり、現時点にお</p>

規制を課すことは、最低限の措置であり直ちに実施すべきです。
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ これまでの競争セーフガード制度に基づく検証において、NTTドコモやNTT東西の県域等子会社等に係る問題点や懸念が常々指摘されていることを踏まえると、既に電気通信事業法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用だけでは十分でないと考えますので、NTTコミュニケーションズに加え、他のNTTグループ会社も特定関係事業者として指定すべきであります。

特に、NTT東西の県域等子会社については、NTT西日本接続情報漏えい事案という深刻かつ重大な問題の当事者でもあることから、再発防止のためにも早急に特定関係事業者として指定を行うことが不可欠であります。

(ケイ・オプティコム)

いては、一昨年度の検証結果を変更する特段の事情は認められないことを検証結果に盛り込んだところであり、10年度以降の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。

■ 昨年11月18日、NTT西日本が営業及び設備保守等の業務を委託するNTT西日本一兵庫において、利用者情報を販売代理店に不適切に提供したとの報道発表がなされたことを受け、総務省は、NTT西日本に対して、事業法第166条第1項の規定に基づき、当該事案の事実関係、原因及び再発防止措置等について報告をさせた。

当該報告を精査したところ、NTT西日本の従業員が他社への電話番号移転に関する情報をNTT西日本一兵庫の従業員に提供した行為は、事業法第30条第3項第1号に抵触するものと認められる。また、NTT西日本一兵庫の従業員が他社への電話番号移転に関する情報及び他社のDSL役務利用に関する情報を、NTT西日本一北陸の従業員が他社のDSL役務利用に関する情報をそれぞれ販売代理店に提供した行為は、NTT西日本が接続の業務に関して入手した他の電気通信事業者の利用者に関する情報を接続の業務の目的以外の目的のために提供するものであり、電気通信事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであると認められる。

今回事案の発生を受け、NTT西日本からは、顧客情報管理システム端末から他の事業者等に関する情報を取り出すことを不可能とするなどの措置を講ずる旨報告がなされているが、他の事業者等に関する情報の閲覧が当該情報を必要とする業務以外の業務においても可能なままとなっていること、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる体制となっていること等により、依然として、今回の事案と同様の事案が発生し、電気通信事業者間の公正な競争が阻害され、電気通信の健全な発達に支障を生ずるおそれがあり、事業法第29条第1項第12号

	<p>に抵触するものと認められることから、平成22年2月4日、NTT西日本に対し、事業法第29条第1項第12号の規定に基づき、業務の方法の改善その他の措置をとることを命じたところである。</p> <p>総務省としては、平成22年3月4日までにNTT西日本から提出される改善事項に対する具体策及び実施時期を明記した業務改善計画、また、以後、平成24年3月までの間、3カ月ごとに同社から提出される報告を精査し、電気通信事業の公正な競争を確保するため、適切に対応していく。</p> <p>■ なお、上記事案を受け、NTT東日本に対しては、昨年11月18日、「貴社が保有する利用者のサービス情報の取扱いについて」により報告を求め、同年12月17日、NTT東日本においてはNTT西日本と同様の事案は発生していないとの報告を受けたところであるが、同報告によれば、NTT東日本の業務の運営についてNTT西日本における運営と類似する点が認められ、これらの点について改善がなされない場合には、他の事業者等に関する情報が、接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用又は提供されるがい然性が高いと認められる。</p> <p>については、平成22年2月4日、NTT東日本に対し、業務の運営の在り方について改善を要請したところであり、総務省としては、平成22年3月4日までにNTT東日本から提出される要請事項に対する具体策及び実施時期を明記した実施計画、また、以後、同社から提出される報告を精査し、電気通信事業の公正な競争を確保するため、適切に対応していく。</p>
--	---

その他

<p>意見34 直収電話サービスに係るジャンパ切替工事費について、NTT東西の加入電話サービスの工事費との間に差異を設ける必要性は存在しない。</p>	<p>考え方34</p>
<p>■ 直収電話サービスに係るジャンパ切替工事費について、NTT東西の加入電話サービスの工事費との間に差異があることは公正競争上問題があるとの指摘(意見 35)について</p>	<p>■ ジャンパ切り替えの工事費は、いずれも NTT 東西と利用者との間で発生する費用であるため、一義的には NTT</p>

<p>NTT 東西殿が水準差の理由としているリンク NG 等の事象は DSL サービスに限ったものであり、また、工事の実施内容も NTT 東西殿の加入電話サービスと同様であることから、工事費に差異を設ける必要性は存在しません。従って、直収電話サービス用と DSL サービス用で個別に料金設定を行う等により、NTT 東西殿の加入電話サービスと接続事業者の直収電話サービスの工事費を同額とするよう指導を行うべきです。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>東西が料金計算システム等の事情を踏まえて設定することは合理的であると考えられるが、接続事業者において円滑なユーザ対応を行う必要があることに鑑み、NTT 東西においては、今後の事業者間協議においても、当該費用をどのような考え方にに基づき設定しているか等の工事費の差異に関する必要な説明を追加的に行うことが望ましいとの考え方を示したところである。</p>
<p>意見35 携帯電話の相互接続に必要な電気通信番号に係る工事において、携帯事業者間で工事費の負担に差が生じていることは事実であり、自社グループ会社を優位に取り扱うような状態が継続される場合には、総務省殿はさらに踏み込んだ指導を行うべき。</p>	<p>考え方35</p>
<p>■ 携帯電話の相互接続に必要な電気通信番号に係る工事において、工事方法の違いから費用負担の面で不利益が生じており、NTT 西日本が一部の携帯電話事業者を不当に優先的に取り扱っているおそれがあるとの指摘(意見 36)について</p> <p>NTT 西日本殿の工事方法が要因で、携帯事業者間で工事費の負担に差が生じていることは厳然とした事実であり、技術的・制度的に実現可能なこの問題の解決策を積極的に追求せず、自社グループ会社を優位に取り扱うような状態を放置し続ける場合には、総務省殿はさらに踏み込んだ指導を行うべきです。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ ご指摘の点については、接続形態の差異により、NTT 西日本の網外との間でのルーティングを行うか、網内でのルーティングを行うかの違いが生じることに起因するものであり、合理性に欠けるものとは考えられないが、接続事業者において、障害発生等の懸念が生じない工事方法等について具体的な提案を行った場合には、NTT 西日本は積極的に協議に応じることが適当との考え方を示したところである。</p>
<p>意見36 NTT東西の作業単金について、NTTグループ会社にアウトソーシングする場合にはコスト削減インセンティブが有効に機能しない可能性が高いため、さらに踏み込んだ検証を行うべき。</p>	<p>考え方36</p>
<p>■ NTT 東西の作業単金は、一般的な水準に比して高いことにより公正競争上の問題が生じるおそれがあることから、本制度において追加的検証を行うべきとの指摘(意見 55)について</p> <p>NTT 東西殿の各種工事に関するアウトソーシング先は、NTT グループ会社がほとんどであることが容易に想定されるところであり、この場合 NTT グループ内部での資金留保が可能であることから、コスト削減インセンティブが有効に機能しない構造である可能性が高いと考えられます。従って、NTT 東西殿の作業単金の適正性については、さらに踏み込んだ検証を行うべきです。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ NTT東西における作業単金については、アウトソーシング等による労務費・管理共通費等の削減効果が反映されており、法定福利費等の諸経費が含まれていることを考慮すれば、当該単金が妥当性を損なっているとは認められないが、NTT 東西においては、引き続き業務の一層の効率化に努めることが適当との考え方を示したところである。</p> <p>なお、NTT グループ内部での資金留保に関するご指摘については、総務省において、接続会計報告時に子会社との関係について報告を求めているところであり、セーフガード措置は講じられているものと考えられる。</p>
<p>意見37 NTT東西から競争事業者へのDSLサービス切替時に発生する契約変更及び手数料について、これを意図的に残置することは競争阻害要因の放置に等しい。</p>	<p>考え方37</p>

<p>■ DSL サービスの事業者間変更について、NTT 東西と接続事業者の間で契約内容の違いに起因する不平等が生じているため、早急に是正すべきとの指摘(意見 56)について</p> <p>DSL 事業者と NTT 東西殿との間の契約変更時のイコールフットイングを実現することが、この問題の本質的な解決策であると考えます。すなわち、NTT 東西殿の DSL サービスから競争事業者の同サービスへの切り替え時において発生する契約変更及び追加的な手数料の発生については、NTT 東西殿の契約約款変更や業務フロー見直し等で解消可能なはずであり、これを意図的に残置することは、競争阻害要因を放置しているに等しいと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ ご指摘の点については、①DSL サービスの提供主体を切り替える以上、利用者による新規申し込み等の手続きは必須であること、②接続事業者が負担すべき費用である回線管理情報の変更作業等に係る費用に関して、その回収方法の違いに過ぎないことを踏まえると、公正競争確保の観点から問題があるとまでは言えないとの考え方を示したところである。</p> <p>なお、上記の考え方は、回線管理情報の変更作業等に係る費用の回収方法について事業者間で協議することを否定するものではない。</p>
<p>意見38 公益法人である財団法人を通じてNTTグループによる実質的な共同営業が行われていることから、禁止行為規制を適用する等の措置を検討する必要がある。</p>	<p>考え方38</p>
<p>■ 公益法人である(財)日本電信電話ユーザ協会及び(財)日本公衆電話会は、実質的にNTTグループの営業拠点となり、共同営業の場になっているおそれがあることから、総務省において適切な指導監督を行い、指導状況を公表するべきである。</p> <p>■ 公益法人である日本電信電話ユーザ協会、日本公衆電話会は共に、事実上公社時代からの顧客基盤をそのまま継承し、NTT再編前の経営形態のままで運営されています。(財)日本電信電話ユーザ協会は、NTTグループのOBが本部の役員に就任するとともに、現役のNTT東・西、NTTドコモの役員・支店長等が地方の協会の理事・顧問等の構成員となっており、実質的にNTTグループ傘下にあると言えます。</p> <p>全都道府県に組織される同協会の支部の事務局は、NTT東・西の支店か県域等子会社のいずれかに設置されており、更に、三者(日本電信電話ユーザ協会、NTT東・西の支店、県域等子会社)が一体となって、会員に対してNTTグループ各社の商品・サービスについて割引を行う等、実質的にNTTグループ各社の営業拠点となっているように見受けられます。</p> <p>これらの営業活動は、事務局を隠れ蓑にした事実上の一体営業であり、累次の公正競争ルールを潜脱する行為であるため、NTT東・西と同様の禁止行為規制を適用すべきと考えます。</p> <p>■ (財)日本公衆電話会によるフレッツ光販売については、NTT東・西と同会の間において締結している販売取次契約に基づくものであり、他の団体等と同等に扱っているとされていますが、同会役員にはNTT元役員等が就任し、ブロードバンドに関する研修等も実施しているなど、実質的に特定事業者(NTT東・西)の競争サービス(フレッツ光等)の営業拠点となっているように見受けられます。</p> <p>ユニバーサルサービスとして基金補助を受けている公衆電話事業からフレッツ光等への内部相互補助等が行われていることの懸念もあるため、より踏み込んだ調査を行い、実態を把握することが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 御指摘の(財)日本電信電話ユーザ協会及び(財)日本公衆電話会の事業活動については、引き続き、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に基づいた適切な指導監督に努めていく。</p> <p>また、一般論として、事業法第29条第1項に該当すると認められる場合には、業務改善命令の対象となり得るところであり、状況について引き続き注視していく。</p>

<p>■ 当該財団法人において NTT グループに対する禁止行為規制や公正競争要件の趣旨が徹底されない場合、公正競争が確保できない可能性があるとの考えに基づけば、こうした懸念を払拭する実効的な措置を講じ、事前規制を有効に機能させるべきと考えます。具体的には、当該財団法人を通じた脱法的な共同営業行為を禁止させる等、追加的なルールを予め整備しておく必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクテレコム)</p>	
<p>意見39 NTT東西及びNTTドコモによる「ホームU」等のサービス提供によるFMC連携は、ボトルネック性や市場支配力等の影響を完全に解消するまでは認めべきではない。</p>	<p>考え方39</p>
<p>■ NTTドコモの「ホームU」サービスによる NTTドコモとNTT東西の FMC 連携は、実質的に「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」に当たる蓋然性が高いことから、差別的な共同行為が行われていないか等の検証を行うべきであるとの指摘(意見30)について</p> <p>・そもそも、固定通信分野・移動通信分野双方の市場支配力が結合することは、電気通信市場の公正な競争確保に支障を及ぼすおそれが極めて高いと考えます。従って、NTTグループ内での FMC 連携については、ボトルネック性や市場支配力等の影響を完全に解消するまでは認められるべきではありません。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ NTT 東西殿又は NTTドコモ殿による FMC サービスの提供について引き続き注視していくとする検証結果案に賛成致します。</p> <p>NTTドコモ殿においてはホームUだけでなく、マイエリアサービスにおいてもその対応ブロードバンド回線は現状 NTT 東西殿サービスに限られており、こちらについても、他事業者との接続に関して排他的な対応がなされていないか注視が必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>■ 本件については、NTT東西又はNTTドコモによるFMCサービスの提供については、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等に当たる場合には、事業法及び共同ガイドラインに照らし、事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していく。</p> <p>■ なお、NTTドコモは「『ホームU』はサービス提供上、マルチセッション対応のブロードバンド回線を必要としているため、現状、NTT東・西のフレッツサービスが利用可能となっているものであり、他の事業者に対しても要望があれば幅広く対応していく考えとしているが、現時点においては、NTT東西以外の事業者からの正式な申込みはなく、申込みを拒否した事実はない」としている。</p> <p>したがって、本意見において指摘されている事案は、事業法及び共同ガイドラインに照らし、「特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い」や「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等に該当するものと直ちに認められるものではない。</p>
<p>意見40 現行のNTTグループの組織形態では、共同資材調達等に対する懸念は払しょくできないことから、踏み込んだ措置を講じる必要がある。</p>	<p>考え方40</p>
<p>■ NTTグループ各社が別個に資材調達を行っているとしても共同調達と同等の影響力が発生しうること、子会社等を介して実質的な共同調達を行っている可能性があることから、これらを防ぐための</p>	<p>■ 本件については、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(5)及び</p>

<p>追加的措置を講じる必要があるとの指摘(意見 43)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持ち株会社を冠する現状の NTT グループの組織形態のままでは、グループ子会社等を介してベンダーに影響力を行使し得る構図に変わりなく、共同資材調達並びにそれに相当する行為に対する懸念は払拭できません。すなわち、この問題の本質的解決のためには、資本分離等構造的措置に踏み込んだ対応が不可欠です。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>「NTTの承継に関する基本方針」(四)に関連し、引き続き競争セーフガード制度の検証を通じて検討を行っていく。</p>
<p>意見41 NTTグループのブランドの在り方について、評価を定期的に行うとともに、実質的なブランド分離等の措置を講じる必要がある。</p>	<p>考え方41</p>
<p>■ 公正競争環境確保のため、NTT グループ各社の社名やサービス名称等のブランドの在り方に関して早急にルール整備が必要であり、ブランド効果の分析・検証に着手する必要があるとの指摘(意見 46)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件の問題の本質は、旧国営という歴史的成り立ちにより培われた「NTT」の安定性・信頼性等の好意的なブランドイメージを、NTT グループ全体で共通利用することにより、グループとしての一体性を高め、あたかも同一会社であるかのような効果を生じさせている点にあると考えます。従って、NTT グループによる NTT ブランドの使用を全面的に禁止する、若しくは全てのグループ会社に対して個別のブランド使用を義務付ける等により、実質的なブランド分離の措置を講じる必要があるものと考えます。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ NTTのブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していく、との検証結果案に賛成致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しかしながら、その一方で 2006 年度の競争評価における戦略的評価以降は、注視する上での指標のひとつとなるブランド力の評価は行われておりません。このような評価を定期的に行い、実績を積み重ねていかなければ、本検証結果については実効性の伴わないものになる懸念があると考えます。 <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>■ 「NTT東日本一〇〇」等の県域等子会社の社名については法制上特段の制約はないものの、NTT東西と誤認される可能性は否定できないことから、公正競争確保及び利用者保護の観点から問題が生じていないかどうか引き続き注視する。</p> <p>■ なお、「電気通信事業分野における競争状況の評価2006」(07年7月総務省公表)においては、戦略的評価として「隣接市場間の相互関係に関する分析」を行ったところであるが、この中において、以下のように分析を行っているところであり、総務省としては、NTTのブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していく考えである。</p> <p>「隣接市場間における事業者選択の一定の相関関係は、企業ブランドや料金設定、営業戦略等も反映した結果と考えられ、競争政策上直ちに問題となる事象とは必ずしも言えない。</p> <p>ただし、事業者選択理由について分析を行った結果、NTTグループのサービスの選択者はブランド力を重視し、その他の事業者のサービスの選択者は料金の安さを重視する傾向にあることが示唆されている。</p> <p>このような傾向については、単にボトルネック設備の有無にとどまらず、NTTグループとしての歴史や総合的事業能力をどう考えるべきかという点にもつながりうるものであるが、この点については、豊富なデータに基づく緻密な分析を行った上で十分な議論を行うことが必要となる</p>

う。競争評価としては、引き続き利用者の需要動向の変化をフォローした上で、異なる市場間における事業者選択に相関が生じる理由について、競争政策的観点から問題となるものとならないものを峻別した上で、より詳細に分析を行っていく必要がある。」

- 07年7月に改正した「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」において、NTT東西がNTTドコモと連携して活用業務に該当するFMCサービスを提供する場合において、NTTドコモと共同営業を行うとすれば、NTT東西とNTTドコモのブランド力が相乗的に機能する等により、公正競争が阻害されることが懸念されることから、NTT東西は上記連携によるFMCサービスの提供に当たってNTTドコモの提供するサービスと同一の名称によるサービスの提供を行わないことを条件として掲げたところである。